

柏崎刈羽原子力発電所第7号機 工事計画審査資料	
資料番号	KK7添-1-001-1-02 改0
提出年月日	2020年6月18日

V-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可（本文（五号））
との整合性に関する説明書
(その2)：耐震構造

2020年6月

東京電力ホールディングス株式会社

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(1) 耐震構造 □(1)-①本発電用原子炉施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、設置許可基準規則に適合するように設計する。			設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)-①は設置許可基準規則に適合することとしており、設計及び工事の計画と整合していることは次項以降に示す。	
(i) 設計基準対象施設の耐震設計 □(1)(i)-①設計基準対象施設については、耐震重要度分類に応じて、適用する地震力に対して、以下の項目に従って耐震設計を行う。	1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計 1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針 設計基準対象施設の耐震設計は、以下の項目に従って行う。	【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 (基本設計方針) 第1章 共通項目 2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。	設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)(i)-①は、設置変更許可申請書（本文（五号））の「□(1)(i)a.～f.」で耐震重要度分類に応じて適用する地震力に対する設計基準対象施設の設計方針を記載しており、これと整合していることは該当箇所にて示す。	
a. 耐震重要施設は、基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。 b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、耐震重要度分類を以下のとおり、Sクラス、Bクラス又はCクラスに分類	(1) 地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。 (2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の a. 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震（基準地震動S.s.）による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。 <中略> b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場			

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>し、それに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>S クラス：地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの</p>	<p><u>相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、耐震重要度分類を S クラス、B クラス又は C クラスに分類し、それに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</u></p> <p><中略></p> <p>1. 4. 1. 2 耐震重要度分類</p> <p>設計基準対象施設の耐震重要度を、次のように分類する。</p> <p>(1) <u>S クラスの施設</u></p> <p><u>地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの</u>であり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 ・使用済燃料を貯蔵するための施設 ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 ・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設 ・放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 ・津波防護施設及び浸水防止設備 	<p><u>合の影響の相対的な程度（「耐震重要度」という。）に応じて、S クラス、B クラス又は C クラスに分類（「耐震重要度分類」という。）し、それに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分</p> <p>a. 耐震重要度分類</p> <p>設計基準対象施設の耐震重要度を以下のとおり分類する。</p> <p>(a) <u>S クラスの施設</u></p> <p><u>地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの</u>であり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系 ・使用済燃料を貯蔵するための施設 ・原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設 ・原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設 ・原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設 ・放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設 ・津波防護施設及び浸水防止設備 		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	
<p><u>B クラス：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響が S クラス施設と比べ小さい施設</u></p>	<p>・津波監視設備</p> <p>(2) <u>B クラスの施設</u></p> <p><u>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響が S クラスの施設と比べ小さい施設</u>であり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1 次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 ・放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）」第 2 条第 2 項第 6 号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。） ・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設 ・使用済燃料を冷却するための施設 ・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、S クラスに属さない施設 <p>(3) <u>C クラスの施設</u></p> <p><u>S クラスに属する施設及び B クラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</u></p> <p>上記に基づくクラス別施設を第 1.4.1-1 表に示す。</p> <p>なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p> <p>1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(3) 建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>なお、建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。</p>	<p>・津波監視設備</p> <p>(b) <u>B クラスの施設</u></p> <p><u>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響が S クラス施設と比べ小さい施設</u>であり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、1 次冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設 ・放射性廃棄物を内蔵している施設（ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）」第 2 条第 2 項第 6 号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。） ・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設 ・使用済燃料を冷却するための施設 ・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、S クラスに属さない施設 <p>(c) <u>C クラスの施設</u></p> <p><u>S クラスに属する施設及び B クラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</u>である。</p> <p>上記に基づくクラス別施設を第 2.1.1 表に示す。</p> <p>なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動についても併記する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 <中略></p> <p>c. 建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。</p> <p>また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海</p>			

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	
<p>c. <u>S クラスの施設 (e. に記載のもののうち, 津波防護機能を有する設備 (以下「津波防護施設」という。), 浸水防止機能を有する設備 (以下「浸水防止設備」という。) 及び敷地における津波監視機能を有する施設 (以下「津波監視設備」という。) を除く。), B クラス及び C クラスの施設は, 建物・構築物については, 地震層せん断力係数 C_i に, それぞれ 3.0, 1.5 及び 1.0 を乗じて求められる水平地震力, 機器・配管系については, □(1)(i)c.-①それぞれ 3.6, 1.8 及び 1.2 を乗じた水平震度から求められる水平地震力に十分に耐えられるように設計する。建物・構築物及び機器・配管系ともに, おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</u></p>	<p>また, 屋外重要土木構造物とは, 耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能, 若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>(4) <u>S クラスの施設 ((6)に記載のもののうち, 津波防護機能を有する設備 (以下「津波防護施設」という。), 浸水防止機能を有する設備 (以下「浸水防止設備」という。) 及び敷地における津波監視機能を有する施設 (以下「津波監視設備」という。) を除く。), B クラス及び C クラスの施設は, 建物・構築物については, 地震層せん断力係数 C_i に, それぞれ 3.0, 1.5 及び 1.0 を乗じて求められる水平地震力, 機器・配管系については, □(1)(i)c.-①それぞれ 3.6, 1.8 及び 1.2 を乗じた水平震度から求められる水平地震力に十分に耐えられるように設計する。建物・構築物及び機器・配管系ともに, おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</u></p> <p>また, 弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>(7) <u>B クラスの施設は, 静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</u></p> <p>また, 共振のおそれのある施設については, その影響についての検討を行う。その場合, 検討に用いる地震動は, 弹性設計用地震動に 2 分の 1 を乗じたものとする。なお, 当該地震動による地震力は, 水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとし, S</p>	<p>水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>d. <u>S クラスの施設 (f. に記載のもののうち, 津波防護機能を有する設備 (以下「津波防護施設」という。), 浸水防止機能を有する設備 (以下「浸水防止設備」という。) 及び敷地における津波監視機能を有する施設 (以下「津波監視設備」という。) を除く。) は, 基準地震動 S_s による地震力に対して, その安全機能が保持できるよう設計とする。</u></p> <p><u>建物・構築物については, 構造物全体としての変形能力 (終局耐力時の変形) に対して十分な余裕を有し, 建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。機器・配管系については, その施設に要求される機能を保持する設計とし, 塑性ひずみが生じる場合であっても, その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し, その施設に要求される機能に影響を及ぼさない, また, 動的機器等については, 基準地震動 S_s による応答に対して, その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお, 動的機能が要求される機器については, 当該機器の構造, 動作原理等を考慮した評価を行い, 既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</u></p> <p><u>また, □(1)(i)c.-①a 弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>g. <u>B クラスの施設は, □(1)(i)c.-①b 静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</u></p> <p>また, 共振のおそれのある施設については, その影響についての検討を行う。その場合, 検討に用いる地震動は, 弹性設計用地震動 S_d に 2 分の 1 を乗じたものとする。当該地震動による地震力は, 水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとす</p>	<p>設計及び工事の計画の□(1)(i)c.-①a～□(1)(i)c.-①d は, 設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)(i)c.-①と同義であり, 整合している。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>クラス施設と同様に許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>(8) <u>C クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</u></p> <p>(9) 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>1.4.1.3 地震力の算定方法</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>(1) 静的地震力</p> <p>静的地震力は、S クラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、B クラス及びC クラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定する。</p> <p>a. <u>建物・構築物</u></p> <p>水平地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <p>S クラス <u>3.0</u> B クラス <u>1.5</u> C クラス <u>1.0</u></p> <p><中略></p> <p>b. <u>機器・配管系</u></p>	<p>る。</p> <p><u>C クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</u></p> <p><中略></p> <p>h. 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、それら以外の発電所内及びその周辺にある施設（資機材等含む。）の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>k. 耐震重要施設については、地盤変状が生じた場合においても、その安全機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>a. 静的地震力</p> <p>設計基準対象施設に適用する静的地震力は、S クラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、B クラス及びC クラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 C_i 及び震度に基づき算定する。</p> <p><中略></p> <p>(a) <u>建物・構築物</u></p> <p>水平地震力は、地震層せん断力係数 C_i に、□ (1) (i) c. -①c 次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <p>S クラス <u>3.0</u> B クラス <u>1.5</u> C クラス <u>1.0</u></p> <p><中略></p> <p>(b) <u>機器・配管系</u></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</u></p> <p><u>ただし、土木構造物の静的地震力は、C クラスに適用される静的地震力を適用する。</u></p> <p><u>S クラスの施設（e. に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</u></p>	<p>静的地震力は、上記 a. に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記 a. の鉛直震度をそれぞれ 20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>なお、S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>上記 a. 及び b. の標準せん断力係数 C_0 等の割増係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>a. 建物・構築物 <中略></p> <p><u>ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</u></p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 C_i に乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、S クラス、B クラス及び C クラスとともに 1.0 とし、その際に用いる標準せん断力係数 C_0 は 1.0 以上とする。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</p> <p><u>ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、C クラスに適用される静的地震力を適用する。</u></p> <p>1. 4. 1. 1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針 (5) S クラスの施設 ((6)に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。) については、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p>	<p>□(1)(i)c.-①d 静的地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ 20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>上記(a)及び(b)の標準せん断力係数 C_0 等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>(a) 建物・構築物 <中略></p> <p><u>ここで、地震層せん断力係数 C_i は、標準せん断力係数 C_0 を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</u></p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 C_i に乘じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、S クラス、B クラス及び C クラスとともに 1.0 とし、その際に用いる標準せん断力係数 C_0 は 1.0 以上とする。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</p> <p><u>ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、C クラスに適用される静的地震力を適用する。</u></p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 e. S クラスの施設 (f. に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。) について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d によ</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	
<p><u>鉛直地震力は、建物・構築物については、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる鉛直震度、機器・配管系については、□(1)(i)c.-②これを 1.2 倍した鉛直震度より算定する。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</u></p>	<p>また、基準地震動及び弹性設計用地震動による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。なお、水平 2 方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設、設備については許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>1.4.1.3 地震力の算定方法</p> <p>(1) 静的地震力</p> <p>a. <u>建物・構築物</u></p> <p><中略></p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。<u>鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</u></p> <p>ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、C クラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>b. <u>機器・配管系</u></p> <p>静的地震力は、上記 a. に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記 a. の鉛直震度をそれぞれ 20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>なお、S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。<u>ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</u></p> <p>上記 a. 及び b. の標準せん断力係数 C_0 等の割増係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(4) <u>S クラスの施設 ((6)に記載のもののうち、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）、浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）及び敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）を除く。）は、基準地震動による地震力に対して安全機能が保持できるように設計する。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に□(1)(i)d.-①について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当</u></p>	<p>る地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p><中略></p> <p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>a. 静的地震力</p> <p>(a) <u>建物・構築物</u></p> <p><中略></p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。<u>鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</u></p> <p>ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、C クラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>(b) <u>機器・配管系</u></p> <p>静的地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数 C_i に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び□(1)(i)c.-②上記 (a) の鉛直震度をそれぞれ 20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。<u>ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</u></p> <p>上記(a)及び(b)の標準せん断力係数 C_0 等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>d. <u>S クラスの施設 (f. に記載のもののうち、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）、浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）及び敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）を除く。）は、基準地震動 S.s. による地震力に対して、その安全機能が保持でき</u></p>	<p>設計及び工事の計画の□(1)</p> <p>(i)c.-②は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)(i)c.-②と同義であり整合している</p>	<p>設計及び工事の計画の□(1)</p> <p>(i)d.-①は、設置変更許可申</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。</p> <p>また、□(1)(i)d.-②弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、応答が全体的におおむね弹性状態に留まるように設計する。</p> <p>なお、基準地震動及び弹性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p>	<p>動による地震力に対して、その安全機能が保持できるよう設計する。</p> <p>また、弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>(5) S クラスの施設 ((6)に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。) については、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、基準地震動及び弹性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。なお、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設、設備については許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p>	<p>る設計とする。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に□(1)(i)d.-①に対して十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、動的機器等については、基準地震動 S.s による応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p>また、□(1)(i)d.-②弹性設計用地震動 S.d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、応答が全体的におおむね弹性状態に留まる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>e. S クラスの施設 (f. に記載のもののうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。) について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、基準地震動 S.s 及び弹性設計用地震動 S.d による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p><中略></p>	<p>請書（本文（五号））の□(1)(i)d.-①と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(1)(i)d.-②は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)(i)d.-②と同義であり、整合している。以下、同一用語については、説明を省略する。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>1. 4. 1. 3 地震力の算定方法</p> <p>(2) 動的地震力</p> <p>動的地震力は、S クラスの施設、屋外重要土木構造物及びB クラスの施設のうち共振のあるものに適用することとし、基準地震動及び弾性設計用地震動から定める入力地震動を入力として、動的解析により水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。なお、地震力の組合せについては水平 2 方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用するものとし、影響が考えられる施設、設備に対して許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>B クラスの施設のうち共振のあるものについては、弾性設計用地震動から定める入力地震動の振幅を 2 分の 1 にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物については、基準地震動による地震力を適用する。</p> <p>□(1)(i)d.-②基準地震動は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定する。第 1 図に示す敷地における地震波の伝播特性を踏まえ、1 号炉～4 号炉が位置する荒浜側、5 号炉～7 号炉が位置する大湊側のそ</p>	<p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>b. 動的地震力</p> <p>設計基準対象施設については、動的地震力は、S クラスの施設、屋外重要土木構造物及びB クラスの施設のうち共振のあるものに適用する。</p> <p>S クラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d から定める入力地震動を適用する。</p> <p>B クラスの施設のうち共振のあるものについては、弾性設計用地震動 S_d から定める入力地震動の振幅を 2 分の 1 にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、基準地震動 S_s による地震力を適用する。</p> <p><中略></p> <p>動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>動的地震力は水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>動的地震力の水平 2 方向及び鉛直方向の組合せについては、水平 1 方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた既往の耐震計算への影響の可能性がある施設・設備を抽出し、3 次元応答性状の可能性も考慮した上で既往の方法を用いた耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>1. 地盤等</p> <p>1.1 地盤</p> <p>設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設（以下「耐震重要施設」という。）の建物・構築物、屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置さ</p>	設計及び工事の計画 □(1)(i)d.-②は「設置（変更）許可を受けた基準時地震動 S _s 」と記載しており、設置変更許可申請書（本文（五号）	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>それぞれについて策定した基準地震動の応答スペクトルを第2図及び第3図に、時刻歴波形を第4図～第17図に示す。</p> <p>基準地震動の策定においては、S波速度が700m/s以上で著しい高低差がなく拡がりを持って分布している硬質地盤に解放基盤表面を設定することとし、大湊側では、第5-1表に示す標高-134mの位置とする。なお、入力地震動の評価においては、解放基盤表面以浅の影響を適切に考慮する。</p> <p>また、荒浜側では、標高-284mの位置に解放基盤表面を想定し、基準地震動を策定する。</p>	<p>10⁻⁴～10⁻⁵程度であり、「震源を特定せず策定する地震動」に基づき策定した基準地震動 Ss-8 の年超過確率は10⁻³～10⁻⁵程度である。</p> <p>また、弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数0.5を乗じて設定する。ここで、係数0.5は工学的判断として、原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見(*)を踏まえ、さらに「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂）」における基準地震動 S₁の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した値とする。また、建物・構築物及び機器・配管系ともに0.5を採用することで、弾性設計用地震動に対する設計に一貫性をとる。なお、弾性設計用地震動の年超過確率は、10⁻³～10⁻⁴程度である。弾性設計用地震動の応答スペクトルを第1.4-1図及び第1.4-2図に、弾性設計用地震動の時刻歴波形を第1.4-3図～第1.4-16図に、弾性設計用地震動と基準地震動 S₁の応答スペクトルの比較を第1.4-17図に、弾性設計用地震動と解放基盤表面における地震動の一様ハザードスペクトルの比較を第1.4-18図及び第1.4-19図に示す。</p> <p>a. 入力地震動</p> <p>入力地震動の評価においては、解放基盤表面以浅の影響を適切に考慮するため、5号炉～7号炉の解放基盤表面をそれぞれ第1.4.1-2表に示す位置とする。</p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動及び弾性設計用地震動を基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮した上で、必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震</p>	<p>れた建物・構築物について、若しくは、重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、自重や運転時の荷重等に加え、その供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある地震動（□(1)(i)d.-②設置（変更）許可を受けた基準地震動 S_s（以下「基準地震動 S_s」という。））による地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p><中略></p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>2.1.1 耐震設計</p> <p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>b. 動的地震力</p> <p>(a) 入力地震動</p> <p>入力地震動の評価においては、解放基盤表面以浅の影響を適切に考慮するため、解放基盤表面は、地盤調査の結果から、S波速度が0.7km/s以上であるT.M.S.L.-155m（7号機及び6号機）、T.M.S.L.-134m（5号機）としている。</p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_dを基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮した上で、必要に応じ2次元FEM解析又は1</p>	<p>) □(1)(i)d.-②と整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。</p> <p>第 1.4.1-2 表 入力地震動の評価における解放基盤表面の位置</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>標高 T. M. S. L. ※(m)</th> <th>敷地面からの深さ(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉</td> <td>-134</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>6号炉</td> <td>-155</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>7号炉</td> <td>-155</td> <td>167</td> </tr> </tbody> </table> <p>※T. M. S. L. : 東京湾平均海面。Tokyo bay Mean Sea Level の略で、東京湾での検潮に基づき設定された陸地の高さの基準</p> <p>b. 地震応答解析</p> <p>(a) 動的解析法</p> <p>i. 建物・構築物</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、時刻歴応答解析法による。</p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。なお、建物の補助壁を耐震壁として考慮するに当たっては、耐震壁としての適用性を確認した上で、適切な解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばねは、基礎版の</p>		標高 T. M. S. L. ※(m)	敷地面からの深さ(m)	5号炉	-134	146	6号炉	-155	167	7号炉	-155	167	<p>次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造の違いにも留意するとともに、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ、地質・速度構造等の地盤条件を設定する。</p> <p>また、設計基準対象施設における耐震重要度分類がBクラスの建物・構築物及び重大事故等対処施設における耐震重要度分類がBクラスの施設の機能を代替する常設重大事故防止設備又は当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスの常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 S_d に 2 分の 1 を乗じたものを用いる。</p> <p>(b) 地震応答解析</p> <p>イ. 動的解析法</p> <p>(イ) 建物・構築物</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、原則として、建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の策定は、線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法による。また、3次元応答性状等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。</p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。なお、建物の補助壁を耐震壁として考慮するに当たっては、耐震壁としての適用性を確認した上で、適切な解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、基礎側面と地盤の接触状況、地盤の剛性</p>		
	標高 T. M. S. L. ※(m)	敷地面からの深さ(m)														
5号炉	-134	146														
6号炉	-155	167														
7号炉	-155	167														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地盤ー建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動及び弾性設計用地震動に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>なお、コンクリートの実強度を考慮して鉄筋コンクリート造耐震壁の剛性を設定する場合は、建物・構築物ごとの建設時の試験データ等の代表性、保守性を確認した上で適用する。</p> <p>また、必要に応じて建物・構築物及び機器・配管系の設計用地震力に及ぼす影響を検討する。</p> <p>液状化及びサイクリックモビリティ等を示す土層については、敷地の中で当該土層の分布範囲等を踏まえた上</p>	<p>等を考慮して定める。</p> <p>設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地盤ー建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動 S_s 及び弾性設計用地震動 S_d に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。</p> <p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した地震応答解析を行う。</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>なお、コンクリートの実強度を考慮して鉄筋コンクリート造耐震壁の剛性を設定する場合は、建物・構築物ごとの建設時の試験データ等の代表性、保守性を確認した上で適用する。</p> <p>また、材料のばらつきによる変動が建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。</p> <p>建物・構築物の動的解析にて、地震時の地盤の有効応力の変化に応じた影響を考慮する場合は、有効応力解析を実施する。</p> <p>有効応力解析の実施に当たっては、液状化、サイクリックモビリティ等を示す土層については、敷地の中で当</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>で、ばらつき及び不確実性を考慮して液状化強度特性を設定する。</p> <p>原子炉建屋及びタービン建屋については、3次元FEM解析等から、建物・構築物の3次元応答性状及び機器・配管系への影響を評価する。</p> <p>屋外重要土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。</p> <p>なお、地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>ii. 機器・配管系</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。ここで、原子炉本体基礎については、鋼板とコンクリートの複合構造物として、より現実に近い適正な地震応答解析を実施する観点から、コンクリートの剛性変化を適切に考慮した復元力特性を設定する。復元力特性の設定に当たっては、既往の知見や実物の原子炉本体基礎を模擬した試験体による加力試験結果を踏まえて、妥当性、適用性を確認するとともに、設定における不確実性や保守性を考慮し、機器・配管系の設計用地震力を設定する。なお、原子炉本</p>	<p>該土層の分布範囲等を踏まえた上で、ばらつき及び不確実性を考慮して液状化強度特性を設定する。また、建物・構築物及び機器・配管系への応答加速度に対する保守的な配慮として、地盤の非液状化の影響を考慮する場合は、原地盤において非液状化の条件を仮定した解析を実施する。</p> <p>原子炉建屋及びタービン建屋については、3次元FEM解析等から、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を評価する。</p> <p>動的解析に用いる解析モデルは、地震観測網により得られた観測記録により振動性状の把握を行い、解析モデルの妥当性の確認を行う。</p> <p>屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。</p> <p>地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>(ロ) 機器・配管系</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。ここで、原子炉本体基礎については、鋼板とコンクリートの複合構造物として、より現実に近い適正な地震応答解析を実施する観点から、コンクリートの剛性変化を適切に考慮した復元力特性を設定する。復元力特性の設定に当たっては、既往の知見や実物の原子炉本体基礎を模擬した試験体による加力試験結果を踏まえて、妥当性、適用性を確認するとともに、設定における不確実性や保守性を考慮し、機器・配管系の設計用地震力を設定する。なお、原子炉本</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>体基礎の構造強度は、鋼板のみで地震力に耐える設計とする。</p> <p>機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法等により応答を求める。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性等の不確かさへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて地震力を算定する。</p> <p>(3) 設計用減衰定数</p> <p>応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。</p> <p>なお、建物・構築物の応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。また、地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p>	<p>体基礎の構造強度は、鋼板のみで地震力に耐える設計とする。</p> <p>機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>配管系の解析に当たっては、その仕様に応じて適切なモデルに置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法を用いる場合は地盤物性等のばらつきを適切に考慮し、スペクトルモーダル解析法には地盤物性等のばらつきを考慮した床応答曲線を用いる。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性、地盤物性等のばらつきへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の3次元的な広がりを踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。</p> <p>c. 設計用減衰定数</p> <p>地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。また、地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>1. 4. 1. 4 荷重の組合せと許容限界 設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の自然条件下におかれている状態 ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>(c) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風、積雪等）</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機及び燃料取替等が計画的又は頻繁に行われた場合であって運転条件が所定の制限値以内にある運転状態</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作及びこれ</p>	<p>切に設定する。</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。 なお、自然現象に関する組合せは、「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に従い行う。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>(a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ハ.の状態、重大事故等対処施設については以下のイ.～ニ.の状態を考慮する。</p> <p>イ. 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の自然条件下におかれている状態 ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>ロ. 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>ハ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪）</p> <p>二. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の状態、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の状態を考慮する。</p> <p>イ. 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料取替等が計画的又は頻繁に行われた場合であって運転条件が所定の制限値以内にある運転状態</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作及びこ</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>と類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>(d) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（風、積雪等）</p> <p>(2) 荷重の種類</p> <p>a. 建物・構築物 (a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重</p> <p>(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 地震力、風荷重、積雪荷重等</p> <p>ただし、運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p>	<p>れらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>ニ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪）</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>b. 荷重の種類</p> <p>(a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。</p> <p>イ. 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重</p> <p>ロ. 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ニ. 地震力、積雪荷重</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 ただし、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 地震力、風荷重、積雪荷重等</p> <p>(3) 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せは次による。</p> <p>a. 建物・構築物 (c. に記載のものを除く。)</p> <p>(a) S クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) S クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(c) B クラス及びC クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p>	<p>(b) 機器・配管系</p> <p>設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。</p> <p>イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ニ. 地震力、積雪荷重</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>c. 荷重の組合せ</p> <p>地震と組み合わせる荷重については、「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している積雪による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 建物・構築物 ((c)に記載のものを除く。)</p> <p>イ. S クラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がS クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. S クラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。*</p> <p>ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がS クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によ</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>b. 機器・配管系 (c. に記載のものを除く。)</p> <p>(a) S クラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) S クラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(c) S クラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</p>	<p>って引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重として扱う。</p> <p>注記＊：原子炉格納容器バウンダリを構成する施設については、異常時圧力及び異常時配管荷重の最大値と弾性設計用地震動 S_d による地震力を組み合わせる。</p> <p>(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)</p> <p>イ. S クラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. S クラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重として扱う。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(d) B クラス及びC クラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。</p> <p>(e) 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能の確認においては、通常運転時の状態で燃料被覆管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって燃料被覆管に作用する荷重と地震力を組み合わせる。</p> <p>c. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物</p> <p>(a) 津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。</p> <p>(b) 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重等と基準地震動による地震力を組み合わせる。</p> <p>なお、上記 c. (a), (b)については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「(2) 荷重の種類」に準じるものとする。</p>	<p>二. S クラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力を組み合わせる。 ト. 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能の確認においては、通常運転時の状態で燃料被覆管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって燃料被覆管に作用する荷重と地震力を組み合わせる。</p> <p>注記*：原子炉格納容器バウンダリを構成する設備については、「発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格 ((社)日本機械学会, 2003)」を踏まえ、異常時圧力及び異常時配管荷重の最大値と弾性設計用地震動 S_d による地震力を組み合わせる。</p> <p>(c) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物</p> <p>イ. 津波防護施設及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 S_s による地震力を組み合わせる。</p> <p>ロ. 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重等と基準地震動 S_s による地震力を組み合わせる。</p> <p>上記イ. 及びロ. については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動 S_s による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「b. 荷重の種類」に準じるものとする。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>また、□(1)(i)d.-②弹性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう値として、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂）」における基準地震動S₁を踏まえ、工学的判断から基準地震動に係数0.5を乗じて設定する。</p>	<p>d. 荷重の組合せ上の留意事項 (a) Sクラスの施設に作用する地震力のうち動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。 <中略> (2) 動的地震力 動的地震力は、Sクラスの施設、屋外重要土木構造物及びBクラスの施設のうち共振のあるものに適用することとし、基準地震動及び弹性設計用地震動から定める入力地震動を入力として、動的解析により水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。なお、地震力の組合せについては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用するものとし、影響が考えられる施設、設備に対して許容限界の範囲内に留まることを確認する。 <中略></p> <p>また、弹性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動に係数0.5を乗じて設定する。ここで、係数0.5は工学的判断として、原子炉施設の安全機能限界と弹性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見(*)を踏まえ、さらに「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂）」における基準地震動S₁の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した値とする。また、建物・構築物及び機器・配管系ともに0.5を採用することで、弹性設計用地震動に対する設計に一貫性をとる。なお、弹性設計用地震動の年超過確率は、10⁻³～10⁻⁴程度である。弹性設計用地震動の応答スペクトルを第1.4-1図及び第1.4-2図に、弹性設計用地震動の時刻歴波形を第1.4-3図～第1.4-16図に、弹性設計用地震動と基準地震動S₁の応答スペクトルの比較を第1.4-17図に、弹性設計用地震動と解放基盤</p>	<p>(d) 荷重の組合せ上の留意事項 動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 d. Sクラスの施設(f.に記載のものうち、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）、浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）及び敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）を除く。）は、基準地震動S_sによる地震力に対して、その安全機能が保持できる設計とする。 <中略></p> <p>1. 地盤等 1.1 地盤 <中略></p> <p>また、上記の設計基準対象施設にあっては、自重や運転時の荷重等と□(1)(i)d.-②設置（変更）許可を受けた弹性設計用地震動S_d（以下「弹性設計用地震動S_d」という。）による地震力又は静的地震力との組合せにより算定される接地圧について、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物の地盤においては、自重や運転時の荷重等と基準地震動S_sによる地震力との組合せにより算定される接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して妥当な余裕を有することを確認する。</p> <中略>	<p>設計及び工事の計画□(1)(i)d.-②は「設置（変更）許可を受けた基準時地震動S_d」と記載しており、設置変更許可申請書（本文（五号））□(1)(i)d.-②と整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>なお、B クラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、弹性設計用地震動に 2 分の 1 を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。</u></p> <p><u>建物・構築物及び機器・配管系ともに、□(1)(i)d.-③おおむね弹性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</u></p>	<p>表面における地震動の一様ハザードスペクトルの比較を第 1.4-18 図及び第 1.4-19 図に示す。</p> <p>(2) 動的地震力 <中略></p> <p><u>B クラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弹性設計用地震動から定める入力地震動の振幅を 2 分の 1 にしたものによる地震力を適用する。</u></p> <p><中略></p> <p>1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界 (4) 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。 a. 建物・構築物 (c. に記載のものを除く。) a. S クラスの建物・構築物 i. 弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリにおける長期的荷重との組合せを除く。）に対しては、下記 ii. に示す許容限界を適用する。 ii. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界 構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。</p>	<p>2. 自然現象 2.1 地震による損傷の防止 2.1.1 耐震設計 (1) 耐震設計の基本方針 g. <u>B クラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弹性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</u> <u>また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弹性設計用地震動 S_d に 2 分の 1 を乗じたものとする。</u>当該地震動による地震力は、水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 <中略> (4) 荷重の組合せと許容限界 d. 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。 (a) 建物・構築物 ((c)に記載のものを除く。) イ. S クラスの建物・構築物 (イ) 弹性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 □(1)(i)d.-③a 建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 ただし、原子炉冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリにおける長期的荷重との組合せを除く。）に対しては、下記(ロ)に示す許容限界を適用する。 (ロ) 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界 構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。</p>	<p>設計及び工事の計画の□(1)(i)d.-③a～□(1)(i)d.-③c は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)(i)d.-③を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>(b) <u>Bクラス及びCクラスの建物・構築物</u> ((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>上記(a)i.による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(c) 耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物 ((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>上記(a)ii.を適用するほか、耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物が、変形等に対してその支持機能を損なわないものとする。</p> <p>なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力 ((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた安全余裕を有していることを確認する。</p>	<p>また、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>ハ. □(1)(i)d.-③b<u>Bクラス及びCクラスの建物・構築物</u>並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が<u>Bクラス</u>又は<u>Cクラス</u>のもの）が設置される重大事故等対処施設の<u>建物・構築物</u>（ト.及びリ.に記載のものを除く。）</p> <p>上記イ. (イ)による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>二. 耐震重要度分類の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物（ト.、チ.及びリ.に記載のものを除く。）</p> <p>上記イ. (ロ)を適用するほか、耐震重要度分類の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物が、変形等に対して、その支持機能を損なわないものとする。</p> <p>当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p> <p>ホ. 建物・構築物の保有水平耐力（ト.、チ.及びリ.に記載のものを除く。）</p> <p>建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。</p> <p>ここでは、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、上記における重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類をSクラスとする。</p> <p>ヘ. 気密性、止水性、遮蔽性、通水機能、貯水機能を考慮する施設</p> <p>構造強度の確保に加えて気密性、止水性、遮蔽性、通水機能、貯水機能が必要な建物・構築物については、そ</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(e) 屋外重要土木構造物</p> <p>i. 静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ii. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては、限界層間変形角、曲げ耐力又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、せん断耐力に対して妥当な安全余裕を持たせることを基本とする。構造部材のうち、鋼管の曲げについては、終局曲率に対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、終局せん断強度に対して妥当な安全余裕を持たせることを基本とする。ただし、構造部材の曲げ、せん断に対する上記の許容限界に代わり、許容応力度を適用することで、安全余裕を考慮する場合もある。なお、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>(f) その他の土木構造物</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>b. 機器・配管系 (c. に記載のものを除く。)</p> <p>(a) S クラスの機器・配管系</p> <p>i. 弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>応答が全体的におおむね弹性状態に留まることとする（評価項目は応力等）。</p> <p>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリ及び非常用炉心冷却設備等</p>	<p>の機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト. 屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては、限界層間変形角、曲げ耐力又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、せん断耐力に対して妥当な安全余裕を持たせることを基本とする。構造部材のうち、鋼管の曲げについては、終局曲率に対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、終局せん断強度に対して妥当な安全余裕を持たせることを基本とする。ただし、構造部材の曲げ、せん断に対する上記の許容限界に代わり、許容応力度を適用することで、安全余裕を考慮する場合もある。なお、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>リ. その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)</p> <p>イ. S クラスの機器・配管系</p> <p>(イ) 弹性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>応答が全体的におおむね弹性状態に留まるものとする（評価項目は応力等）。</p> <p>ただし、原子炉冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ（原子炉格納容器バウンダリ及び非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。）に対し</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>における長期的荷重との組合せを除く。) に対しては、下記 ii. に示す許容限界を適用する。</p> <p>ii. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。</p> <p>また、地震時又は地震後に動的機能が要求される機器等については、基準地震動による応答に対して、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。</p> <p>(b) <u>Bクラス及びCクラスの機器・配管系</u> <u>応答が全体的におおむね弾性状態に留まることとする</u> <u>(評価項目は応力等)</u>...</p> <p>(c) チャンネル・ボックス 地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されることがないことを確認する。</p> <p>(d) 燃料被覆管 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能についての許容限界は、以下のとおりとする。</p> <p>i. 弹性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p>	<p>では、下記(ロ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>(ロ) 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。</p> <p>また、地震時又は地震後に動的機能又は電気的機能が要求される機器については、基準地震動 S_s による応答に対して、試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。</p> <p>ハ. <u>(1)(i)d.-③c Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</u> <u>応答が全体的におおむね弾性状態に留まることとする</u> <u>(評価項目は応力等)</u>...</p> <p>ニ. チャンネルボックス チャンネルボックスは、地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の原子炉冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されないものとする。</p> <p>ホ. 主蒸気逃がし安全弁排気管及び主蒸気系（外側主蒸気隔離弁より主塞止弁まで） 主蒸気逃がし安全弁排気管は基準地震動 S_s に対して、主蒸気系（外側主蒸気隔離弁より主塞止弁まで）は弾性設計用地震動 S_d に対してイ. (ロ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>ヘ. 燃料被覆管 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能についての許容限界は、以下のとおりとする。 (イ) 弹性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態に留まることとする</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>応答が全体的におおむね弹性状態に留まることとする。</p> <p>ii. 基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないこととする。</p> <p>c. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物</p> <p>津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については、当該施設及び建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能（津波防護機能及び浸水防止機能）が保持できることを確認する（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。</p> <p>浸水防止設備及び津波監視設備については、その設備に要求される機能（浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できることを確認する。</p> <p>1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(6) 屋外重要土木構造物、<u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</u></p> <p><中略></p>	<p>る。</p> <p>(ロ) 基準地震動 S_s による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないものとする。</p> <p>(c) 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物</p> <p>津波防護施設及び浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、当該施設及び建物・構築物が構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）及び安定性について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能（津波防護機能及び浸水防止機能）が保持できるものとする（評価項目はせん断ひずみ、応力等）。浸水防止設備及び津波監視設備については、その設備に要求される機能（浸水防止機能及び津波監視機能）が保持できるものとする。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>f. 屋外重要土木構造物、<u>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動 S_s による地震力に対して、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</u>なお、基準地震動の水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについては、上記(5)と同様とする。</p> <p><中略></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>f. 耐震重要施設は、□(1)(i)f.-①耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>□(1)(i)f.-②波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、□(1)(i)f.-③事象選定及び影響評価を行う。□(1)(i)f.-④なお、影響評価においては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p>	<p>1. 4. 1. 5 設計における留意事項</p> <p><u>耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</u></p> <p>波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。</p> <p>波及的影響の評価に当たっては、以下(1)～(4)をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>なお、原子力発電所の地震被害情報をもとに、以下(1)～(4)以外に検討すべき事項がないかを確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</p> <p>a. 不等沈下</p>	<p>(5) 設計における留意事項</p> <p>a. 波及的影響</p> <p><u>耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（以下「上位クラス施設」という。）は、□(1)(i)f.-①a 下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に對処するために必要な機能を損なわない設計とする。</u></p> <p><u>□(1)(i)f.-④波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。□(1)(i)f.-②この設計における評価に当たっては、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討等を行う。</u></p> <p>ここで、□(1)(i)f.-①b 下位クラス施設とは、上位クラス施設の周辺にある上位クラス施設以外の施設（資機材等含む。）をいう。</p> <p>波及的影響を防止するよう現場を維持するため、保安規定に、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p><u>□(1)(i)f.-③耐震重要施設に対する波及的影響について、以下に示す(a)～(d)の4つの事項から検討を行う。また、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合には、これを追加する。</u></p> <p><中略></p> <p>(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</p> <p>i. 不等沈下</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対</p>	<p>設計及び工事の計画の□(1)(i)f.-①a 及び□(1)(i)f.-①bは、設置変更許可申請書（本文（五号））□(1)(i)f.-①と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(1)(i)f.-②は、設置変更許可申請書（本文（五号））□(1)(i)f.-②と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(1)(i)f.-③は、設置変更許可申請書（本文（五号））□(1)(i)f.-③を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(1)(i)f.-④は、設置変更許可申請書（本文（五号））□(1)(i)f.-④と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 相対変位</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(2) 耐震重要施設と耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設との接続部における相互影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の損傷により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(3) 建屋内における耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の損傷、転倒及び落下等により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(4) 建屋外における耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>a. 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の損傷、転倒及び落下等により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p>	<p>して、不等沈下による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>口. 相対変位</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(c) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(d) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>b. 建屋への地下水の影響</p> <p>建屋の耐震性を確保するため、建屋周囲の地下水を排水できるよう 7 号機地下水排水設備（サブドレンポンプ（容量 45m³/h/個、揚程 44m、原動機出力 15kW/個、個数 4）、水位検出器（個数 10、検出範囲サブドレンピット底面より +230mm～+1000mm）、排水配管等）（浸水防護施設の設備で兼用（以下同じ。））を設置し、5 号機地下水排水設備（「6,7 号機共用、5 号機に設置」（以下同じ。）（サブドレンポンプ（容量 45m³/h/個、揚程 45m、原動機</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>g. 炉心内の燃料被覆材（燃料被覆管）の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。</p> <p><u>弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。</u></p> <p><u>基準地震動による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。</u></p>	<p>1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(11) S クラスの施設及びその間接支持構造物等は、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である 1/2,000 を上回る場合、傾斜に対する影響を地震力に考慮する。</p> <p>(12) <u>炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。</u></p> <p><u>弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。</u></p> <p><u>基準地震動による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。</u></p>	<p>出力 15kW/個、個数 4), 水位検出器（個数 10, 検出範囲サブドレンピット底面より +230mm～+1000mm), 排水配管等) を設置する。また、基準地震動 S_s による地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とする。</p> <p>7 号機地下水排水設備については、非常用ディーゼル発電設備又は常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とし、5 号機地下水排水設備については、5 号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>なお、地下水排水設備の影響範囲はその機能を考慮した地下水位を設定し、水圧の影響を考慮する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>1. S クラスの施設及びその間接支持構造物等並びに常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である 1/2000 を上回る場合、傾斜に対する影響を地震力に考慮する。</p> <p>m. <u>炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下の設計とする。</u></p> <p><u>弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</u></p> <p><u>基準地震動 S_s による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさない設計とする。</u></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考																																																																												
	<p>(つづき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th rowspan="2">構造分類</th> <th colspan="2">主要設備</th> <th colspan="2">補助設備</th> <th colspan="2">直接支持構造物</th> <th colspan="2">間接支持構造物</th> </tr> <tr> <th>注(1)</th> <th>耐震クラス</th> <th>注(2)</th> <th>耐震クラス</th> <th>注(3)</th> <th>耐震クラス</th> <th>注(4)</th> <th>耐震クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Cクラス</td> <td>(Ⅲ) 放射線安全に關係する ・灌漑水系 ・タービン・油圧油冷却系 ・所内配管 ・消火系 ・換気系、発電機、変圧器 ・施設空調系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他</td> <td>C C C C C C C C C C C C</td> <td>C C C C C C C C C C C C</td> <td>C C C C C C C C C C C C</td> <td>C C C C C C C C C C C C</td> <td>C C C C C C C C C C C C</td> <td>C C C C C C C C C C C C</td> <td>C C C C C C C C C C C C</td> <td>・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・油圧油冷却系 ・所内配管 ・消火系 ・換気空調系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度分類	構造分類	主要設備		補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物		注(1)	耐震クラス	注(2)	耐震クラス	注(3)	耐震クラス	注(4)	耐震クラス	Cクラス	(Ⅲ) 放射線安全に關係する ・灌漑水系 ・タービン・油圧油冷却系 ・所内配管 ・消火系 ・換気系、発電機、変圧器 ・施設空調系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他	C C C C C C C C C C C C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・油圧油冷却系 ・所内配管 ・消火系 ・換気空調系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他	<p>第 2.1.1 表 設計基準対象施設耐震重要度分類に対するクラス別施設(4/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度分類</th> <th rowspan="2">機能別分類</th> <th colspan="2">主 要 設 備*<!--1--></th> <th colspan="2">補 助 設 備*<!--2--></th> <th colspan="2">直 接 支 持 構 造 物*<!--3--></th> <th colspan="2">間 接 支 持 構 造 物*<!--4--></th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Cクラス</td> <td>(Ⅰ) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない部 分</td> <td>・冷却材再循環流量制御装置 ・制御油駆動系 (Sクラス及 びBクラスに属さない部 分)</td> <td>C C</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>C C</td> <td>・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・廃棄物処理建屋</td> <td>S_c S_c S_c</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(Ⅱ) 機械性装置を内蔵しているか、又はこれに隣接した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設</td> <td>・科糞収集系 ・シャワードレン系 ・洗濯水系 ・固体廃棄物貯藏施設 ・液体廃棄物貯藏施設 ・難燃系 (液体廃棄物処理設備を除く) ・電気計装設備 ・使用済燃料輸送容器保管施設 ・その他</td> <td>C C C C C C C C C C C C</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>C C</td> <td>・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・油圧油冷却系 ・所内配管 ・消火系 ・換気空調系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他</td> <td>S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(Ⅲ) 放射線安全に關係しない施設等</td> <td>・灌漑水系 ・タービン・油圧油冷却系 ・所内配管 ・消火系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他</td> <td>C C C C C C C C C C C C</td> <td>・5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信連絡設備</td> <td>C C C C C C C C C C C C</td> <td>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</td> <td>C C</td> <td>・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・補助ガバウンド ・当該施設の支持構造物 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・廃棄物処理建屋 ・5号機原子炉建屋</td> <td>S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c S_c</td> </tr> </tbody> </table>	耐震重要度分類	機能別分類	主 要 設 備* 1		補 助 設 備* 2		直 接 支 持 構 造 物* 3		間 接 支 持 構 造 物* 4		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	Cクラス	(Ⅰ) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない部 分	・冷却材再循環流量制御装置 ・制御油駆動系 (Sクラス及 びBクラスに属さない部 分)	C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C C	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・廃棄物処理建屋	S _c S _c S _c		(Ⅱ) 機械性装置を内蔵しているか、又はこれに隣接した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・科糞収集系 ・シャワードレン系 ・洗濯水系 ・固体廃棄物貯藏施設 ・液体廃棄物貯藏施設 ・難燃系 (液体廃棄物処理設備を除く) ・電気計装設備 ・使用済燃料輸送容器保管施設 ・その他	C C C C C C C C C C C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・油圧油冷却系 ・所内配管 ・消火系 ・換気空調系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他	S _c S _c		(Ⅲ) 放射線安全に關係しない施設等	・灌漑水系 ・タービン・油圧油冷却系 ・所内配管 ・消火系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他	C C C C C C C C C C C C	・5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信連絡設備	C C C C C C C C C C C C	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・補助ガバウンド ・当該施設の支持構造物 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・廃棄物処理建屋 ・5号機原子炉建屋	S _c S _c	<p>第 2.1.1 表 設計基準対象施設耐震重要度分類に対するクラス別施設(5/5)</p> <p>注記*1：主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>*2：補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>*3：直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>*4：間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>*5：S_s：基準地震動 S_s により定まる地震力。</p> <p>S_d：弾性設計用地震動 S_d により定まる地震力。</p> <p>S_B：耐震 B クラス施設に適用される地震力。</p> <p>S_c：耐震 C クラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>*6：ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、S クラスに準ずる。</p> <p>*7：圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性から S クラスに準ずる。</p> <p>*8：B クラスではあるが、弾性設計用地震動 S_d に対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>*9：地震により主蒸気逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウェル内に放出された蒸気はペント管を通してサブレッシュ・チャンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動 S_s に対してドライウェル内の主蒸気逃がし安全弁が破損しないことを確認する。</p> <p>*10：使用済燃料輸送容器保管建屋の破損によって使用済燃料輸送容器に波及的破損を与えるよう設計するものとする。</p> <p>*11：原子炉本体基礎は、間接支持構造物の機能に加えてドライウェルとサブレッシュ・チャンバとの圧力境界となる機能を有する。</p>							
耐震重要度分類	構造分類			主要設備		補助設備		直接支持構造物		間接支持構造物																																																																						
		注(1)	耐震クラス	注(2)	耐震クラス	注(3)	耐震クラス	注(4)	耐震クラス																																																																							
Cクラス	(Ⅲ) 放射線安全に關係する ・灌漑水系 ・タービン・油圧油冷却系 ・所内配管 ・消火系 ・換気系、発電機、変圧器 ・施設空調系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他	C C C C C C C C C C C C	C C C C C C C C C C C C	C C C C C C C C C C C C	C C C C C C C C C C C C	C C C C C C C C C C C C	C C C C C C C C C C C C	C C C C C C C C C C C C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・油圧油冷却系 ・所内配管 ・消火系 ・換気空調系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・タービン建屋クレーン ・圧縮空気系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他																																																																							
耐震重要度分類	機能別分類	主 要 設 備* 1		補 助 設 備* 2		直 接 支 持 構 造 物* 3		間 接 支 持 構 造 物* 4																																																																								
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス																																																																							
Cクラス	(Ⅰ) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない部 分	・冷却材再循環流量制御装置 ・制御油駆動系 (Sクラス及 びBクラスに属さない部 分)	C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C C	・原子炉建屋 ・コントロール建屋 ・廃棄物処理建屋	S _c S _c S _c																																																																							
	(Ⅱ) 機械性装置を内蔵しているか、又はこれに隣接した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・科糞収集系 ・シャワードレン系 ・洗濯水系 ・固体廃棄物貯藏施設 ・液体廃棄物貯藏施設 ・難燃系 (液体廃棄物処理設備を除く) ・電気計装設備 ・使用済燃料輸送容器保管施設 ・その他	C C C C C C C C C C C C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・油圧油冷却系 ・所内配管 ・消火系 ・換気空調系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他	S _c S _c																																																																							
	(Ⅲ) 放射線安全に關係しない施設等	・灌漑水系 ・タービン・油圧油冷却系 ・所内配管 ・消火系 ・開閉所、発電機、変圧器 ・換気空調系 ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所 ・その他	C C C C C C C C C C C C	・5号機原子炉建屋内緊急時対策所計装設備・通信連絡設備	C C C C C C C C C C C C	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・補助ガバウンド ・当該施設の支持構造物 ・コントロール建屋 ・サービス建屋 ・廃棄物処理建屋 ・5号機原子炉建屋	S _c S _c																																																																							

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(ii) 重大事故等対処施設の耐震設計	<p>1. 4. 2 重大事故等対処施設の耐震設計</p> <p>1. 4. 2. 1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p>□(1)(ii)-①重大事故等対処施設については、設計基準対象施設の耐震設計における動的地震力又は静的地震力に対する設計方針を踏襲し、重大事故等対処施設の構造上の特徴、重大事故等における運転状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、適用する地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないことを目的として、設備分類に応じて、以下の項目に従って耐震設計を行う。</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）</p> <p>基準地震動による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>1. 4. 2. 2 重大事故等対処施設の設備分類</p> <p>重大事故等対処設備について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、以下の区分に分類する。</p>	<p>2. 自然現象</p> <p>2. 1 地震による損傷の防止</p> <p>2. 1. 1 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>a. 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震（基準地震動 S s）による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）は、基準地震動 S s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(2) 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分</p> <p>b. 重大事故等対処施設の設備の分類</p> <p>重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態</p>	<p>設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)(ii)-①は、設置変更許可申請書（本文（五号））の「□(1)(ii)a.～h.」で設備分類に応じて適用する地震力に対する重大事故等対処施設の設計方針を記載しており、これと整合していることは該当箇所にて示す。</p>	
a. 重大事故等対処施設について、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態			設計及び工事の計画の □(1)(ii)-① は、設置変更許可申請書（本文（五号））□	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>を踏まえて口(1)(ii)a.-①(a)、(b)、(c)、(d)及び(e)のとおり分類し、以下の設備分類に応じて設計する。</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備 <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は口(1)(ii)a.(a)-①使用済燃料貯蔵プール（以下「使用済燃料プール」という。）の冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>(a-1) 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</u></p> <p>(a-2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 <u>常設重大事故防止設備であって、(a-1)以外のもの</u></p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>(c) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張） <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する（a-1）及び（a-2）以外の常設のもの</u></p> <p>(d) 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張） <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する（b）以外の常設のもの</u></p> <p>(e) 可搬型重大事故等対処設備 <u>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</u></p>	<p>(1) 常設重大事故防止設備 <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>a. 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</u></p> <p>b. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 <u>常設重大事故防止設備であって、a. 以外のもの</u></p> <p>(2) 常設重大事故緩和設備 <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>(3) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張） <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する（1）以外の常設のもの</u></p> <p>(4) 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張） <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する（2）以外の常設のもの</u></p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備 <u>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</u></p>	<p>を踏まえて、口(1)(ii)a.-①以下の設備分類に応じて設計する。</p> <p>(a) 常設重大事故防止設備 <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合であって、設計基準事故対処設備の安全機能又は口(1)(ii)a.(a)-①使用済燃料貯蔵プールの冷却機能若しくは注水機能が喪失した場合において、その喪失した機能（重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能に限る。）を代替することにより重大事故の発生を防止する機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>イ. 常設耐震重要重大事故防止設備 <u>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</u></p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備 <u>常設重大事故防止設備であって、イ. 以外のもの</u></p> <p>(b) 常設重大事故緩和設備 <u>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</u></p> <p>(c) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張） <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する（a）以外の常設のもの</u></p> <p>(d) 常設重大事故緩和設備（設計基準拡張） <u>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する（b）以外の常設のもの</u></p> <p>(e) 可搬型重大事故等対処設備 <u>重大事故等対処設備であって可搬型のもの</u></p>	<p>(1)(ii)a.-①と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の口(1)(ii)a.(a)-①は、設置変更許可申請書（本文（五号））の口(1)(ii)a.(a)-①と同義であり、整合している。以下、同一用語については、説明を省略する。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>b. <u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して、(1)(ii)b.-①重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p>	<p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第1.4.2-1表に示す。</p> <p>1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針</p> <p>(1) 常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）</p> <p><u>基準地震動による地震力に対して、重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>(2) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）</p> <p>代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるよう設計する。</p> <p>(3) 常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）</p>	<p>重大事故等対処設備のうち、耐震評価を行う主要設備の設備分類について、第2.1.2表に示す。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>a.</p> <p><中略></p> <p>重大事故等対処施設のうち、<u>常設耐震重要重大事故防止設備</u>、<u>常設重大事故緩和設備</u>、<u>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）</u>又は<u>常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</u>が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）は、<u>基準地震動S.sによる地震力に対して、(1)(ii)b.-①重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</u></p> <p>b.</p> <p><中略></p> <p>重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）、常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備に分類する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）</p>	<p>設計及び工事の計画の(1)(ii)b.-①は、設置変更許可申請書（本文（五号））(1)(ii)b.-①と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>基準地震動による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>なお、本施設と(2)の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動による地震力を適用するものとする。</p> <p>(4) 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）</p> <p>当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるよう設計する。</p> <p>(7) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。なお、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設、設備については許容限界の範囲内に留まることを確認する。</p> <p>(10) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設が、Bクラス及びCクラスの施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備（設計基準拡張）及</p>	<p>張）が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力を適用するものとする。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</p> <p>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S_sによる地震力を適用するものとする。</p> <p><中略></p> <p>e.</p> <p><中略></p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動S_s及び弾性設計用地震動S_dによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>h. 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、それ以外の発電所内及びその周辺にある施設（資機材等含む。）の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に□(1) (ii)b.-②について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施</u></p> <p>び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>(13)常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である1/2,000を上回る場合、傾斜に対する影響を地震力に考慮する。</p>	<p>k. 耐震重要施設については、地盤変状が生じた場合においても、その安全機能が損なわれないよう、適切な対策を講ずる設計とする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、地盤変状が生じた場合においても、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な対策を講ずる設計とする。</p> <p>1. Sクラスの施設及びその間接支持構造物等並びに常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である1/2000を上回る場合、傾斜に対する影響を地震力に考慮する。</p> <p>d. Sクラスの施設（f.に記載のもののうち、津波防護機能を有する設備（以下「津波防護施設」という。）、浸水防止機能を有する設備（以下「浸水防止設備」という。）及び敷地における津波監視機能を有する施設（以下「津波監視設備」という。）を除く。）は、基準地震動Ssによる地震力に対して、その安全機能が保持できる設計とする。</p> <p><u>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に□(1) (ii)b.-②に対して十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有</u></p>	<p>設計及び工事の計画の□(1) (ii)b.-②は、設置変更許可申請書（本文（五号））□(1) (ii)b.-②と同義であり、整合している。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>設に要求される機能に影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。</u></p> <p>c. <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるよう設計する。</u></p> <p><u>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、当該設備が属する耐</u></p>	<p>(2) <u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。）代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるよう設計する。</u></p>	<p>し、<u>その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、動的機器等については、基準地震動S.sによる応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする。</u>なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</p> <p><中略></p> <p>b.</p> <p><中略></p> <p>重大事故等対処施設については、施設の各設備が有する重大事故等に対処するために必要な機能及び設置状態を踏まえて、常設耐震重要重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）、常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。以下同じ。）、常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設及び可搬型重大事故等対処設備に分類する</p> <p>重大事故等対処施設のうち、<u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</u></p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動S.sによる地震力を適用するものとする。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、<u>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、当該設備が属する耐震重要度分類のクラス</u></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるよう設計する。</u></p> <p><u>□(1)(ii)c.-①</u>なお、Bクラス施設の機能を代替する常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、<u>共振のある施設</u>又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設が属する震重要度分類がBクラスのもののうち、<u>共振のある施設</u>については、<u>弹性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動</u>によりその影響についての検討を行う。</p> <p><u>□(1)(ii)c.-②</u>建物・構築物及び機器・配管系とともに、<u>静的地震力</u>に対して<u>おおむね弹性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</u></p>	<p>1.4.2.3 地震力の算定方法 重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、「1.4.1.3 地震力の算定方法」に示す設計基準</p>	<p><u>に適用される地震力に十分に耐えることができる設計とする。</u> 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設と常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の両方に属する重大事故等対処施設については、基準地震動 S_s による地震力を適用するものとする。 <中略> g. <u>□(1)(ii)c.-①</u>Bクラスの施設は、<u>静的地震力</u>に対して<u>おおむね弹性状態に留まる範囲で耐えられる設計</u>とする。 また、<u>共振のある施設</u>については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、<u>弹性設計用地震動 S_d</u>に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 <u>□(1)(ii)c.-②a</u>Cクラスの施設は、<u>静的地震力</u>に対して<u>おおむね弹性状態に留まる範囲で耐えられる設計</u>とする。 <u>□(1)(ii)c.-②b</u>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設は、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する震重要度分類のクラスに適用される上記に示す地震力に対して、<u>おおむね弹性状態に留まる範囲で耐えられる設計</u>とする。 <u>□(1)(ii)c.-②c</u>常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設は、当該設備が属する震重要度分類のクラスに適用される上記に示す地震力に対して、<u>おおむね弹性状態に留まる範囲で耐えられる設計</u>とする。 (3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p>	<p>設計及び工事の計画の□(1)(ii)c.-①は、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)(ii)c.-①を含んでおり、整合している</p> <p>設計及び工事の計画の□(1)(ii)c.-②b及び□(1)(ii)c.-②cに記載した「上記に示す・・・」は、設計及び工事の計画の□(1)(ii)c.-①「Bクラスの施設」及び□(1)(ii)c.-②a「Cクラスの施設」であり、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)(ii)c.-②を含んでおり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、</u>	<p>対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰定数について、以下のとおり適用する。</p> <p>(1) 静的地震力</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設について、「1.4.1.3 地震力の算定方法」の「(1) 静的地震力」に示すBクラス又はCクラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</p>	<p>a. 静的地震力 <中略> 重大事故等対処施設については、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設に、代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設に、当該設備が属する耐震重要度分類のクラスに適用される静的地震力を、それぞれ適用する。</p> <p>b. 動的地震力 (a) 入力地震動 入力地震動の評価においては、解放基盤表面以浅の影響を適切に考慮するため、解放基盤表面は、地盤調査の結果から、S波速度が0.7km/s以上であるT.M.S.L.-155m（7号機及び6号機）、T.M.S.L.-134m（5号機）としている。 <中略> また、設計基準対象施設における耐震重要度分類がBクラスの建物・構築物及び重大事故等対処施設における耐震重要度分類がBクラスの施設の機能を代替する常設重大事故防止設備又は当該設備が属する耐震重要度分類がBクラスの常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 S_d に2分の1を乗じたものを用いる。 (1) 耐震設計の基本方針 d. <中略> <u>建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系について</u></p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p><u>発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まるように設計する。</u></p> <p>d. <u>常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、基準地震動による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p><u>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に□(1)(ii)d.-①について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。</u></p>	<p>(3) 常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く。） <u>基準地震動による地震力に対して、重大事故に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>(5) 可搬型重大事故等対処設備 <u>地震による周辺斜面の崩壊、溢水、火災□(1)(ii)e.-①等の影響を受けない場所に適切に保管する。</u></p>	<p><u>ては、応答が全体的におおむね弾性状態に留まる設計とする。</u></p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、<u>常設重大事故緩和設備</u>、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設は、<u>基準地震動S.sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</u></p> <p><u>建物・構築物については、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）に□(1)(ii)d.-①に対して十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有する設計とする。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない、また、動的機器等については、<u>基準地震動S.sによる応答に対して、その設備に要求される機能を保持する設計とする</u>。なお、動的機能が要求される機器については、当該機器の構造、動作原理等を考慮した評価を行い、既往の研究等で機能維持の確認がなされた機能確認済加速度等を超えていないことを確認する。</u></p> <p>i. <u>可搬型重大事故等対処設備については、地震による周辺斜面の崩壊□(1)(ii)e.-①a等の影響を受けないように「5.1.2 多様性、位置的分散等」に基づく設計とする。</u></p> <p>5. 設備に対する要求 5.1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備 5.1.2 多様性、位置的分散等 (1) 多重性又は多様性及び独立性 b. 可搬型重大事故等対処設備 <中略></p>	<p>設計及び工事の計画の□(1)(ii)d.-①は、設置変更許可申請書（本文（五号））□(1)(ii)d.-①と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の□(1)(ii)e.-①a及び□(1)(ii)e.-①bは、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)(ii)e.-①を具体的に記載しており、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
f. <input type="checkbox"/> (1) (ii) f. -①重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。	(7) 重大事故等対処施設に適用する動的地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。なお、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設、設備については許容限界の範囲内に留まることを確認する。	<p>地震 <input type="checkbox"/> (1) (ii) e. -①b に対して、屋内の可搬型重大事故等対処設備は、「1. 地盤等」に基づく地盤に設置された建屋内に保管する。屋外の可搬型重大事故等対処設備は、転倒しないことを確認する、又は必要により固縛等の処置をするとともに、地震により生ずる敷地下斜面のすべり、液状化又は搖すり込みによる不等沈下、傾斜及び浮き上がり、地盤支持力の不足、地中埋設構造物の損壊等の影響により必要な機能を喪失しない位置に保管する設計とする。</p> <p>地震及び津波に対して可搬型重大事故等対処設備は、「2.1 地震による損傷の防止」及び「2.2 津波による損傷の防止」にて考慮された設計とする。</p> <p>火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 火災による損傷の防止」に基づく火災防護を行う。</p> <p>溢水に対して可搬型重大事故等対処設備は、「4.1 溢水等による損傷の防止」に基づく設計とする。</p> <p>地震、津波、溢水及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備等及び常設重大事故等対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、設計基準事故対処設備等の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>2.1.1 耐震設計</p> <p>(3) 地震力の算定方法</p> <p>b. 動的地震力</p> <p>(b) 地震応答解析</p> <p>イ. 動的解析法</p> <p>(イ) 建物・構築物</p> <p><中略></p> <p><input type="checkbox"/> (1) (ii) f. -①屋外重要土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）、又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処</p>	設計及び工事の計画の <input type="checkbox"/> (1) (ii) f. -①は、設置変更許可申請書（本文（五号））の <input type="checkbox"/> (1) (ii) f. -①を具体的に記載しており、整合している。	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>g. <input type="checkbox"/> (1) (ii) g. -①重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>(9) 重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基準地震動による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計することとし、「1. 4. 1 設計基準対象施設の耐震設計」に示す津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物の設計方針に基づき設計する。</p> <p>1. 4. 2. 3 地震力の算定方法 重大事故等対処施設の耐震設計に用いる地震力の算定方法は、「1. 4. 1. 3 地震力の算定方法」に示す設計基準対象施設の静的地震力、動的地震力及び設計用減衰定数について、以下のとおり適用する。 (2) 動的地震力 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p>	<p>施設の土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。</p> <p><u>地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</u></p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>f. 屋外重要土木構造物、<input type="checkbox"/> (1) (ii) g. -①津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、構造物全体としての変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できる設計とする。</p> <p>なお、基準地震動S_sによる地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物は、基準地震動S_sによる地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(3) 地震力の算定方法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>b. 動的地震力 <中略> 重大事故等対処施設のうち、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設について、「1. 4. 1. 3 地震力の算定方法」</p>	<p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) (ii) g. -①は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (1) (ii) g. -①を含んでおり、整合している。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>の「(2) 動的地震力」に示す入力地震動を用いた地震応答解析による地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、B クラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設のうち、当該設備が属する耐震重要度分類が B クラスで共振のおそれのある施設については、「1. 4. 1. 3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す共振のおそれのある B クラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、「1. 4. 1. 3 地震力の算定方法」の「(2) 動的地震力」に示す屋外重要土木構造物に適用する地震力を適用する。</p> <p>なお、重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上で地震応答解析又は加振試験等を実施する。</p> <p>(3) 設計用減衰定数</p> <p>「1. 4. 1. 3 地震力の算定方法」の「(3) 設計用減衰定数」を適用する。</p>	<p>準地震動 S s による地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設のうち、B クラスの施設の機能を代替する共振のおそれのある施設、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設のうち、当該設備が属する耐震重要度分類が B クラスで共振のおそれのある施設については、共振のおそれのある B クラスの施設に適用する地震力を適用する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物については、基準地震動 S s による地震力を適用する。</p> <p>重大事故等対処施設のうち、設計基準対象施設の既往評価を適用できる基本構造と異なる施設については、適用する地震力に対して、要求される機能及び構造健全性が維持されることを確認するため、当該施設の構造を適切にモデル化した上で地震応答解析、加振試験等を実施する。</p> <p><中略></p> <p>c. 設計用減衰定数</p> <p>地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性を確認した値も用いる。なお、建物・構築物の地震応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。また、地盤と屋外重要土木構造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中構造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>1. 4. 2. 4 荷重の組合せと許容限界 重大事故等対処施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 運転時の状態 「1. 4. 1. 4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(a) 運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 「1. 4. 1. 4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(b) 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>(d) 設計用自然条件 「1. 4. 1. 4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 a. 建物・構築物」に示す「(c) 設計用自然条件」を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態 「1. 4. 1. 4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(a) 通常運転時の状態」を適用する。</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態</p>	<p>(4) 荷重の組合せと許容限界 耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。 なお、自然現象に関する組合せは、「2. 3 外部からの衝撃による損傷の防止」に従い行う。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>(a) 建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ハ.の状態、重大事故等対処施設については以下のイ.～ニ.の状態を考慮する。</p> <p>イ. 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常の自然条件下におかれている状態 ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>ロ. 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>二. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>ハ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪）</p> <p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の状態、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の状態を考慮する。</p> <p>イ. 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料取替等が計画的又は頻繁に行われた場合であって運転条件が所定の制限値以内にある運転状態</p> <p>ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態」を適用する。</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(c) 設計基準事故時の状態」を適用する。</p> <p>(d) 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>(e) 設計用自然条件 「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(1) 耐震設計上考慮する状態 b. 機器・配管系」に示す「(d) 設計用自然条件」を適用する。</p> <p>(2) 荷重の種類 a. 建物・構築物</p> <p>(a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重 (b) 運転時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 (e) 地震力、風荷重、積雪荷重等 ただし、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p>	<p>通常運転時に予想される機械又は器具の单一の故障若しくはその誤作動又は運転員の单一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>ハ. 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>ホ. 重大事故等時の状態 発電用原子炉施設が、重大事故に至るおそれのある事故又は重大事故時の状態で、重大事故等対処施設の機能を必要とする状態</p> <p>ニ. 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件（積雪）</p> <p>ブ. 荷重の種類 （a）建物・構築物 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。 イ. 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重、すなわち固定荷重、積載荷重、土圧、水圧及び通常の気象条件による荷重 ロ. 運転時の状態で施設に作用する荷重 ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重 ニ. 地震力、積雪荷重 ただし、運転時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態での荷重には、機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし、地震力には、地震時土圧、機器・配管系からの反力、スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(e) 地震力、風荷重、積雪荷重等</p> <p>(3) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは次による。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こ</p>	<p>(b) 機器・配管系 設計基準対象施設については以下のイ.～ニ.の荷重、重大事故等対処施設については以下のイ.～ホ.の荷重とする。</p> <p>イ. 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 ロ. 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 ハ. 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 ホ. 重大事故等時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ニ. 地震力、積雪荷重</p> <p>c. 荷重の組合せ 地震と組み合わせる荷重については、「2.3 外部からの衝撃による損傷の防止」で設定している積雪による荷重を考慮し、以下のとおり設定する。</p> <p>(a) 建物・構築物 ((c)に記載のものを除く。) イ. Sクラスの建物・構築物及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。 ロ. Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。*</p> <p>ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>されるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p> <p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動による地震力とを組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動による地震力とを組み合わせる。</p>	<p>重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重として扱う。</p> <p>二、常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動 S_s 又は弾性設計用地震動 S_d による地震力）と組み合わせる。</p> <p>この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせ、その状態から更に長期的に継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力を組み合わせる。</p> <p>なお、格納容器破損モードの評価シナリオのうち、原子炉圧力容器が破損する評価シナリオについては、重大事故等対処設備による原子炉注水は実施しない想定として評価しており、本来は機能を期待できる高圧代替注水系又は低圧代替注水系（常設）による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能であることから荷重条件として考慮しない。</p> <p>また、その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動 S_s による地震力とを組み合わせる。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。重大事故等が地震によって引き起こされるおそれがある事象であるかについては、設計基準対象施設の耐震設計の考え方に基づくとともに、確率論的な考察も考慮した上で設定する。</p>	<p>ホ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>注記＊：原子炉格納容器バウンダリを構成する施設については、異常時圧力及び異常時配管荷重の最大値と弹性設計用地震動 S_d による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)</p> <p>イ. Sクラスの機器・配管系及び常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>ロ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>ハ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち、地震によって引き起こされるおそれがある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>重大事故等による荷重は設計基準対象施設の耐震設計の考え方及び確率論的な考察を踏まえ、地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重として扱</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(c) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）と組み合わせる。この組み合わせについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力（基準地震動又は弾性設計用地震動による地震力）との組合せについては、以下を基本設計とする。</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動による地震力を組み合わせ、その状態からさらに長期的に継続する事象による荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。原子炉格納容器バウンダリを構成する設備（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動による地震力を組み合わせ、その状態からさらに長期的に継</p>	<p>う。</p> <p>ニ. Sクラスの機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。*</p> <p>ホ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、運転時の異常な過渡変化時の状態、設計基準事故時の状態及び重大事故等時の状態で施設に作用する荷重のうち地震によって引き起こされるおそれがない事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力（基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力）と組み合わせる。この組合せについては、事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、工学的、総合的に勘案の上設定する。なお、継続時間については対策の成立性も考慮した上で設定する。</p> <p>以上を踏まえ、重大事故等時の状態で作用する荷重と地震力（基準地震動S_s又は弾性設計用地震動S_dによる地震力）との組合せについては、以下を基本方針とする。原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する設備については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力を組み合わせ、その状態から更に長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。</p> <p>原子炉格納容器バウンダリを構成する設備（原子炉格納容器内の圧力、温度の条件を用いて評価を行うその他の施設を含む。）については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と弾性設計用地震動S_dによる地震力を組み合わせ、その状態から更に</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>続する事象による荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動による地震力を組み合わせる。</p> <p>(d) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張） (当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの)が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態又は運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。</p> <p>c. 荷重の組合せ上の留意事項 (a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設に作用する地震力のうち動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力を適切に組み合わせ算定するものとする。 (4) 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められ</p>	<p>長期的に継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。 なお、格納容器破損モードの評価シナリオのうち、原子炉圧力容器が破損する評価シナリオについては、重大事故等対処設備による原子炉注水は実施しない想定として評価しており、本来は機能を期待できる高圧代替注水系又は低圧代替注水系（常設）による原子炉注水により炉心損傷の回避が可能であることから荷重条件として考慮しない。 その他の施設については、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重と基準地震動S_sによる地震力を組み合わせる。</p> <p>へ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。 注記＊：原子炉格納容器バウンダリを構成する設備については、「発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格 ((社)日本機械学会, 2003)」を踏まえ、異常時圧力及び異常時配管荷重の最大値と弾性設計用地震動S_dによる地震力を組み合わせる。</p> <p>(d) 荷重の組合せ上の留意事項 動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力を適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>d. 許容限界 各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認め</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>る規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((e)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動による地震力との組合せに対する許容限界は、</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの建物・構築物の弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物((f)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すBクラス及びCクラスの建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>(c) 設備分類の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 ((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 訸容限界」に示す耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物の許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「設備分類」に読み替える。</p>	<p>られる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p> <p>(a) 建物・構築物 ((c)に記載のものを除く。)</p> <p>口. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物(チ.に記載のものを除く。)</p> <p>上記イ. (ロ)による許容限界とする。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する施設の設計基準事故時の状態における長期的荷重と弾性設計用地震動 S d による地震力との組合せに対する許容限界は上記イ. (イ)による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ハ. Bクラス及びCクラスの建物・構築物並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の建物・構築物 (ト.及びリ.に記載のものを除く。)</p> <p>上記イ. (イ)による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>二. 耐震重要度分類の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物 (ト., チ.及びリ.に記載のものを除く。)</p> <p>上記イ. (ロ)を適用するほか、耐震重要度分類の異なる施設又は施設区分の異なる重大事故等対処施設を支持する建物・構築物が、変形等に対して、その支持機能を損なわないものとする。</p> <p>当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力（(e), (f)に記載のものを除く。）</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す建物・構築物の保有水平耐力に対する許容限界を適用する。</p> <p>なお、適用に当たっては、「耐震重要度分類」を「重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類のクラス」に読み替える。ただし、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、当該クラスをSクラスとする。</p> <p>(e) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示す屋外重要土木構造物の基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p>	<p>ホ. 建物・構築物の保有水平耐力（ト., チ. 及びリ.に記載のものを除く。）</p> <p>建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類又は重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類に応じた安全余裕を有しているものとする。</p> <p>ここでは、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設については、上記における重大事故等対処施設が代替する機能を有する設計基準事故対処設備が属する耐震重要度分類をSクラスとする。</p> <p>ヘ. 気密性、止水性、遮蔽性、通水機能、貯水機能を考慮する施設</p> <p>構造強度の確保に加えて気密性、止水性、遮蔽性、通水機能、貯水機能が必要な建物・構築物については、その機能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。</p> <p>ト. 屋外重要土木構造物</p> <p>(イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ロ) 基準地震動 S s による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては、限界層間変形角、曲げ耐力又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、せん断耐力に対して妥当な安全余裕を持たせることを基本とする。構造部材のうち、鋼管の曲げについては、終局曲率に対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、終局せん断強度に対して妥当な安全余裕を持たせることを基本とする。ただし、構造部材の曲げ、せん断に対する上記の許容限界に代わり、許容応力度を適用することで、安全余裕を考慮する場合もある。なお、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>チ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>(f) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すその他の土木構造物の許容限界を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>(a) 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動と設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 許容限界」に示すSクラスの機器・配管系の弾性設計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界を適用する。</p> <p>(b) 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」の「(4) 訸容限界」に示すBクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態に留まるものとする（評価項目は応力等）。</p>	<p>和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>上記ト. (ロ)による許容限界とする。</p> <p>リ. その他の土木構造物及び常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の土木構造物</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(b) 機器・配管系 ((c)に記載のものを除く。)</p> <p>ロ. 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>イ. (ロ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>ただし、原子炉格納容器バウンダリを構成する設備及び非常用炉心冷却設備等の弾性設計用地震動 S d と設計基準事故時の状態における長期的荷重との組合せに対する許容限界は、イ. (イ)に示す許容限界を適用する。</p> <p>ハ. Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類がBクラス又はCクラスのもの）が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態に留まるものとする（評価項目は応力等）。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
<p>h. <input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -① 上記 b. 及び d. の施設は、<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -② B. クラス及び C. クラスの施設、上記 c. の施設、上記 e. の設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備（設計基準拡張）及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の波及的影響によって、その重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p><input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -③ 波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -④ 事象選定及び影響評価を行う。<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -⑤ なお、影響評価においては、上記 b. 及び d. の施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p>	<p>1. 4. 2. 5 設計における留意事項</p> <p>「1. 4. 1. 5 設計における留意事項」を適用する。</p> <p>ただし、適用に当たっては、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替える。</p> <p>なお、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響については、B クラス及び C クラスの施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備又は常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が B クラス又は C クラスのもの）が設置される重大事故等対処施設、可搬型重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びに常設重大事故防止設備（設計基準拡張）及び常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設の影響についても評価する。</p> <p>＜中略＞</p>	<p>(5) 設計における留意事項</p> <p>a. 波及的影響</p> <p>耐震重要施設及び<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -① 常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S クラスのもの）又は常設重大事故緩和設備（設計基準拡張）が設置される重大事故等対処施設（以下「上位クラス施設」という。）は、<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -② a 下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわない設計とする。</p> <p>＜中略＞</p> <p>ここで、<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -② b 下位クラス施設とは、上位クラス施設の周辺にある上位クラス施設以外の施設（資機材等含む。）をいう。</p> <p>＜中略＞</p> <p><input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -⑤ 波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平 2 方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -③ この設計における評価に当たっては、敷地全体及びその周辺を俯瞰した調査・検討等を行う。</p> <p>ここで、下位クラス施設とは、上位クラス施設の周辺にある上位クラス施設以外の施設（資機材等含む。）をいう。</p> <p>波及的影響を防止するよう現場を維持するため、保安規定に、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p><input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -④ 耐震重要施設に対する波及的影響については、以下に示す (a) ~ (d) の 4 つの事項から検討を行う。また、原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合には、これを追加する。</p> <p>常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S</p>	<p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -① は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -① を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -② a 及び<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -② b は、設置変更許可申請書（本文（五号））の<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -② を含んでおり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -③ は、設置変更許可申請書（本文（五号））<input type="checkbox"/> (1) (i) h. -③ と同義であり、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -④ は、設置変更許可申請書（本文（五号））<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -④ を具体的に記載しており、整合している。</p> <p>設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -⑤ は、設計及び工事の計画の<input type="checkbox"/> (1) (ii) h. -④ において、「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備（設計基準拡張）（当該設備が属する耐震重要度分類が S</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設に対する波及的影響については、以下に示す(a)～(d)の4つの事項について「耐震重要施設」を「常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)（当該設備が属する耐震重要度分類がSクラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>(a) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</p> <p>イ. 不等沈下</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、不等沈下による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>ロ. 相対変位</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(b) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(c) 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(d) 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>b. 建屋への地下水の影響</p> <p>建屋の耐震性を確保するため、建屋周囲の地下水を排水できるよう7号機地下水排水設備(サブドレンポンプ</p>	<p>クラスのもの)又は常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設」に読み替えており、設置変更許可申請書（本文（五号））の□(1)(ii)h-⑤と同義であり、整合している。</p>	

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>1.4.2.1 重大事故等対処施設の耐震設計の基本方針 (12) 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「1.4.2.7 緊急時対策所」に示す。</p> <p>1.4.2.7 緊急時対策所 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）から構成される。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所については、基準地震動による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する。 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）を設置する5号炉原子炉建屋については、耐震構造とし、基準地震動による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の居住性を確保するため、鋼製の高気密室を設置し、基準地震動による地震力に対して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。 また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を設置する5号炉原子炉建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急</p>	<p>(容量 45m³/h/個、揚程 44m、原動機出力 15kW/個、個数 4)、水位検出器（個数 10、検出範囲サブドレンピット底面より +230mm～+1000mm）、排水配管等）（浸水防護施設の設備で兼用（以下同じ。））を設置し、5号機地下水排水設備（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））（サブドレンポンプ（容量 45m³/h/個、揚程 45m、原動機出力 15kW/個、個数 4）、水位検出器（個数 10、検出範囲サブドレンピット底面より +230mm～+1000mm）、排水配管等）を設置する。また、基準地震動 S_s による地震力に対して、必要な機能が保持できる設計とする。 7号機地下水排水設備については、非常用ディーゼル発電設備又は常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とし、5号機地下水排水設備については、5号機原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備からの給電が可能な設計とする。 なお、地下水排水設備の影響範囲はその機能を考慮した地下水面を設定し、水圧の影響を考慮する。</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 j. 緊急時対策所の耐震設計の基本方針については、「(6) 緊急時対策所」に示す。 (6) 緊急時対策所 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））は、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）（「6,7号機共用、5号機に設置」（以下同じ。））から構成される。5号機原子炉建屋内緊急時対策所については、基準地震動 S_s による地震力に対して、重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。 5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）を設置する5号機原子炉建屋については、耐震構造とし、基準地震動 S_s による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）は居住性を確保するため、基準地震動 S_s による地震力に対して、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部・高気密室）換気設備の性能とあい</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
	<p>時対策所（待機場所）内に設置する室内遮蔽については、基準地震動による地震力に対して、遮蔽性能を確保する。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の居住性を確保するため、基準地震動による地震力に対して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「1.4.1.3 地震力の算定方法」及び「1.4.1.4 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p>	<p>まつて十分な気密性を確保する。</p> <p>また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）を設置する5号機原子炉建屋及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）内に設置する室内遮蔽については、基準地震動S_sによる地震力に対して、遮蔽性能を確保する。また、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）は居住性を確保するため、基準地震動S_sによる地震力に対して、5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）換気設備の性能とあいまって十分な気密性を確保する。</p> <p>なお、地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p>		

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処設備の設備分類等(1/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの</td> <td> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 - 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) - 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) [C] - 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (2) 計測制御系統施設 - 無線連絡設備（常設）[C] - 無線連絡設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] - 衛星電話設備（常設）[C] - 衛星電話設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] - 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (3) 非常用取水設備 - スクリーン室[C] - 取水路[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 - 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) - 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) [C] - 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (2) 計測制御系統施設 - 無線連絡設備（常設）[C] - 無線連絡設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] - 衛星電話設備（常設）[C] - 衛星電話設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] - 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (3) 非常用取水設備 - スクリーン室[C] - 取水路[C]	<p>【原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）】 (基本設計方針)</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2.1 地震による損傷の防止</p> <p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 (1/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの</td> <td> (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 - 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) - 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) [C] (2) 非常用取水設備 - 海水貯留槽（重大事故等時のみ 6,7号機共用）[S] - 海水貯留槽（6号機設備、重大事故等時のみ 6,7号機共用） - スクリーン室（重大事故等時のみ 6,7号機共用）[C] - スクリーン室（6号機設備、重大事故等時のみ 6,7号機共用）[C] - 取水路（重大事故等時のみ 6,7号機共用）[C] - 取水路（6号機設備、重大事故等時のみ 6,7号機共用） </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 - 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) - 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) [C] (2) 非常用取水設備 - 海水貯留槽（重大事故等時のみ 6,7号機共用）[S] - 海水貯留槽（6号機設備、重大事故等時のみ 6,7号機共用） - スクリーン室（重大事故等時のみ 6,7号機共用）[C] - スクリーン室（6号機設備、重大事故等時のみ 6,7号機共用）[C] - 取水路（重大事故等時のみ 6,7号機共用）[C] - 取水路（6号機設備、重大事故等時のみ 6,7号機共用）		
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 - 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) - 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) [C] - 使用済燃料貯蔵プール監視カメラ (2) 計測制御系統施設 - 無線連絡設備（常設）[C] - 無線連絡設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] - 衛星電話設備（常設）[C] - 衛星電話設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] - 5号炉屋外緊急連絡用インターフォン (3) 非常用取水設備 - スクリーン室[C] - 取水路[C]														
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
1. 常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの以外のもの	(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 - 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) - 使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA 広域) [C] (2) 非常用取水設備 - 海水貯留槽（重大事故等時のみ 6,7号機共用）[S] - 海水貯留槽（6号機設備、重大事故等時のみ 6,7号機共用） - スクリーン室（重大事故等時のみ 6,7号機共用）[C] - スクリーン室（6号機設備、重大事故等時のみ 6,7号機共用）[C] - 取水路（重大事故等時のみ 6,7号機共用）[C] - 取水路（6号機設備、重大事故等時のみ 6,7号機共用）														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処設備の設備分類等(2/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1)原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール[S] ・燃料プール代替注水系配管・弁〔流路〕 ・常設スプレイヘッダ ・燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・ディフェューザ〔流路〕[S, B] (3)原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁〔流路〕 ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ〔流路〕[S, B] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁〔流路〕[S] ・高圧代替給水系（注水系）配管・弁〔流路〕 ・復水補給水系配管・弁〔流路〕[B] ・高圧炉心冷却水系配管・弁〔流路〕[B] ・残留熱除去系配管・弁（7号炉のみ）〔流路〕[S] ・給水系配管・弁・スページ〔流路〕[S] ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕[S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・残留熱除去系配管・弁・スページ・残留熱除去系熱交換器〔流路〕[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク〔流路〕[S] ・主排気筒（内筒）〔流路〕[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> (1)原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール[S] ・燃料プール代替注水系配管・弁〔流路〕 ・常設スプレイヘッダ ・燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・ディフェューザ〔流路〕[S, B] (3)原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁〔流路〕 ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ〔流路〕[S, B] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁〔流路〕[S] ・高圧代替給水系（注水系）配管・弁〔流路〕 ・復水補給水系配管・弁〔流路〕[B] ・高圧炉心冷却水系配管・弁〔流路〕[B] ・残留熱除去系配管・弁（7号炉のみ）〔流路〕[S] ・給水系配管・弁・スページ〔流路〕[S] ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕[S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・残留熱除去系配管・弁・スページ・残留熱除去系熱交換器〔流路〕[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク〔流路〕[S] ・主排気筒（内筒）〔流路〕[S] 	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 (2/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料貯蔵プール（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[S] ・キャスクピット（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[S] ・使用済燃料貯蔵ラック（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[S] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[B] ・燃料プール冷却浄化系ポンプ（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[B] ・スキマサージタンク（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[B] ・閑連配管[S, B] ・閑連配管 (2)原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・ドレン移送ポンプ ・復水貯蔵槽[B] ・高圧代替注水系ポンプ ・復水移送ポンプ[B] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系サージタンク[S] ・閑連弁[S] ・閑連弁 ・閑連配管[S, B] ・閑連配管 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> (1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料貯蔵プール（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[S] ・キャスクピット（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[S] ・使用済燃料貯蔵ラック（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[S] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[B] ・燃料プール冷却浄化系ポンプ（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[B] ・スキマサージタンク（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[B] ・閑連配管[S, B] ・閑連配管 (2)原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・ドレン移送ポンプ ・復水貯蔵槽[B] ・高圧代替注水系ポンプ ・復水移送ポンプ[B] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系サージタンク[S] ・閑連弁[S] ・閑連弁 ・閑連配管[S, B] ・閑連配管 		
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> (1)原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール[S] ・燃料プール代替注水系配管・弁〔流路〕 ・常設スプレイヘッダ ・燃料プール冷却浄化系ポンプ[B] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器[B] ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・ディフェューザ〔流路〕[S, B] (3)原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁〔流路〕 ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ〔流路〕[S, B] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁〔流路〕[S] ・高圧代替給水系（注水系）配管・弁〔流路〕 ・復水補給水系配管・弁〔流路〕[B] ・高圧炉心冷却水系配管・弁〔流路〕[B] ・残留熱除去系配管・弁（7号炉のみ）〔流路〕[S] ・給水系配管・弁・スページ〔流路〕[S] ・逃がし安全弁〔操作対象弁〕[S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・復水移送ポンプ[B] ・残留熱除去系配管・弁・スページ・残留熱除去系熱交換器〔流路〕[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サージタンク〔流路〕[S] ・主排気筒（内筒）〔流路〕[S] 														
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> (1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料貯蔵プール（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[S] ・キャスクピット（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[S] ・使用済燃料貯蔵ラック（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[S] ・燃料プール冷却浄化系熱交換器（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[B] ・燃料プール冷却浄化系ポンプ（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[B] ・スキマサージタンク（設計基準対象施設としてのみ1, 2, 5, 7号機共用）[B] ・閑連配管[S, B] ・閑連配管 (2)原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ[S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・ドレン移送ポンプ ・復水貯蔵槽[B] ・高圧代替注水系ポンプ ・復水移送ポンプ[B] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系サージタンク[S] ・閑連弁[S] ・閑連弁 ・閑連配管[S, B] ・閑連配管 														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処設備の設備分類等(3/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (4) 計測制御系統施設 ・ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) ・制御棒 [S] ・制御棒駆動機構 (水圧駆動) [S] ・制御棒駆動系配管 [流路] [S] ・ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能) ・ほう酸水注入系ポンプ [S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク [S] ・ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・高圧炉心注水系配管・弁・スベーヤ [流路] [S] ・代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) ・自動減圧系の起動阻止スイッチ [S] ・高圧窒素ガス供給系配管・弁 [流路] [S, C] ・自動減圧機能用アキュムレータ [流路] [S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・起動領域モニタ [S] ・平均出力領域モニタ [S] ・復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量) ・復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) ・高圧代替注水系系統流量 ・原子炉水位 (広帯域), 原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブレッショング・チエンバ・ブル水温度 ・ドライウェル雰囲気温度 ・格納容器内水素濃度 (SA) ・格納容器内水素濃度 [S] ・サブレッショング・チエンバ・ブル水温度 ・サブレッショング・チエンバ・ブル水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクラバ pH ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力 [C] ・高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力 [C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作用シベ出口圧力 (5) 放射線管理施設 ・格納容器内空閑気放射線レベル (D/W) [S] ・格納容器内空閑気放射線レベル (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ペント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵ブール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁 (MCR 外気取入ダクト, MCR 非常用外気取入ダクト, MCR 排気ダクト) [流路] [S] ・中央制御室換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト, MCR 排気ダクト) [S] ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(4) 計測制御系統施設 ・ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) ・制御棒 [S] ・制御棒駆動機構 (水圧駆動) [S] ・制御棒駆動系配管 [流路] [S] ・ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能) ・ほう酸水注入系ポンプ [S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク [S] ・ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・高圧炉心注水系配管・弁・スベーヤ [流路] [S] ・代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) ・自動減圧系の起動阻止スイッチ [S] ・高圧窒素ガス供給系配管・弁 [流路] [S, C] ・自動減圧機能用アキュムレータ [流路] [S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・起動領域モニタ [S] ・平均出力領域モニタ [S] ・復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量) ・復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) ・高圧代替注水系系統流量 ・原子炉水位 (広帯域), 原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブレッショング・チエンバ・ブル水温度 ・ドライウェル雰囲気温度 ・格納容器内水素濃度 (SA) ・格納容器内水素濃度 [S] ・サブレッショング・チエンバ・ブル水温度 ・サブレッショング・チエンバ・ブル水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクラバ pH ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力 [C] ・高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力 [C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作用シベ出口圧力 (5) 放射線管理施設 ・格納容器内空閑気放射線レベル (D/W) [S] ・格納容器内空閑気放射線レベル (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ペント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵ブール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁 (MCR 外気取入ダクト, MCR 非常用外気取入ダクト, MCR 排気ダクト) [流路] [S] ・中央制御室換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト, MCR 排気ダクト) [S] ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 (3/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 (〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> (3) 計測制御系統施設 ・ボロンカーバイド型制御棒 [S] ・制御棒駆動機構 [S] ・水圧制御ユニット [S] ・ほう酸水注入系ポンプ [S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク [S] ・起動領域モニタ [S] ・出力領域モニタ [S] ・高圧代替注水系系統流量 ・復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量) ・復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・ドライウェル雰囲気温度 ・サブレッショング・チエンバ・ブル水温度 ・サブレッショング・チエンバ・ブル水温度 ・格納容器内水素濃度 [S] ・格納容器内水素濃度 (SA) ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・サブレッショング・チエンバ・ブル水位 ・代替制御棒挿入起動信号 (原子炉圧力高) ・代替制御棒挿入起動信号 (原子炉水位低 (レベル2)) ・代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号 (1) (原子炉圧力高) ・代替冷却材再循環ポンプ (原子炉水位低 (レベル3)) ・代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号 (2) (原子炉水位低 (レベル2)) ・代替自動減圧起動信号 (原子炉水位低 (レベル1)) ・残留熱除去系ポンプ運転 (代替自動減圧系起動条件) ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ [S] ・閑連弁 [S] ・閑連配管 [S, C] ・閑連配管 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(3) 計測制御系統施設 ・ボロンカーバイド型制御棒 [S] ・制御棒駆動機構 [S] ・水圧制御ユニット [S] ・ほう酸水注入系ポンプ [S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク [S] ・起動領域モニタ [S] ・出力領域モニタ [S] ・高圧代替注水系系統流量 ・復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量) ・復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・ドライウェル雰囲気温度 ・サブレッショング・チエンバ・ブル水温度 ・サブレッショング・チエンバ・ブル水温度 ・格納容器内水素濃度 [S] ・格納容器内水素濃度 (SA) ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・サブレッショング・チエンバ・ブル水位 ・代替制御棒挿入起動信号 (原子炉圧力高) ・代替制御棒挿入起動信号 (原子炉水位低 (レベル2)) ・代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号 (1) (原子炉圧力高) ・代替冷却材再循環ポンプ (原子炉水位低 (レベル3)) ・代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号 (2) (原子炉水位低 (レベル2)) ・代替自動減圧起動信号 (原子炉水位低 (レベル1)) ・残留熱除去系ポンプ運転 (代替自動減圧系起動条件) ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ [S] ・閑連弁 [S] ・閑連配管 [S, C] ・閑連配管		
設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(4) 計測制御系統施設 ・ATWS 緩和設備 (代替制御棒挿入機能) ・制御棒 [S] ・制御棒駆動機構 (水圧駆動) [S] ・制御棒駆動系配管 [流路] [S] ・ATWS 緩和設備 (代替冷却材再循環ポンプ・トリップ機能) ・ほう酸水注入系ポンプ [S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク [S] ・ほう酸水注入系配管・弁 [流路] [S] ・高圧炉心注水系配管・弁・スベーヤ [流路] [S] ・代替自動減圧ロジック (代替自動減圧機能) ・自動減圧系の起動阻止スイッチ [S] ・高圧窒素ガス供給系配管・弁 [流路] [S, C] ・自動減圧機能用アキュムレータ [流路] [S] ・逃がし弁機能用アキュムレータ [流路] [S] ・起動領域モニタ [S] ・平均出力領域モニタ [S] ・復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量) ・復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) ・高圧代替注水系系統流量 ・原子炉水位 (広帯域), 原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉圧力容器温度 ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブレッショング・チエンバ・ブル水温度 ・ドライウェル雰囲気温度 ・格納容器内水素濃度 (SA) ・格納容器内水素濃度 [S] ・サブレッショング・チエンバ・ブル水温度 ・サブレッショング・チエンバ・ブル水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクラバ pH ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・復水移送ポンプ吐出圧力 ・高圧窒素ガス供給系 ADS 入口圧力 [C] ・高圧窒素ガス供給系窒素ガスポンベ出口圧力 [C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作用シベ出口圧力 (5) 放射線管理施設 ・格納容器内空閑気放射線レベル (D/W) [S] ・格納容器内空閑気放射線レベル (S/C) [S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ペント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵ブール放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) ・中央制御室遮蔽 [S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁 (MCR 外気取入ダクト, MCR 非常用外気取入ダクト, MCR 排気ダクト) [流路] [S] ・中央制御室換気空調系ダクト (MCR 外気取入ダクト, MCR 排気ダクト) [S] ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (待機場所) 室内遮蔽														
設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	(3) 計測制御系統施設 ・ボロンカーバイド型制御棒 [S] ・制御棒駆動機構 [S] ・水圧制御ユニット [S] ・ほう酸水注入系ポンプ [S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク [S] ・起動領域モニタ [S] ・出力領域モニタ [S] ・高圧代替注水系系統流量 ・復水補給水系流量 (RHR A系代替注水流量) ・復水補給水系流量 (RHR B系代替注水流量) ・原子炉圧力 [S] ・原子炉圧力 (SA) ・原子炉水位 (広帯域) [S] ・原子炉水位 (燃料域) [S] ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・ドライウェル雰囲気温度 ・サブレッショング・チエンバ・ブル水温度 ・サブレッショング・チエンバ・ブル水温度 ・格納容器内水素濃度 [S] ・格納容器内水素濃度 (SA) ・復水貯蔵槽水位 (SA) ・サブレッショング・チエンバ・ブル水位 ・代替制御棒挿入起動信号 (原子炉圧力高) ・代替制御棒挿入起動信号 (原子炉水位低 (レベル2)) ・代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号 (1) (原子炉圧力高) ・代替冷却材再循環ポンプ (原子炉水位低 (レベル3)) ・代替冷却材再循環ポンプ・トリップ信号 (2) (原子炉水位低 (レベル2)) ・代替自動減圧起動信号 (原子炉水位低 (レベル1)) ・残留熱除去系ポンプ運転 (代替自動減圧系起動条件) ・主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ [S] ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ [S] ・閑連弁 [S] ・閑連配管 [S, C] ・閑連配管														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処設備の設備分類等(4/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <p>(6)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋プローブウットパネル ・耐圧強化ペント系(W/W)配管・弁〔流路〕[S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁〔流路〕 ・不活性ガス系配管・弁〔流路〕[S, C] ・耐圧強化ペント系(D/W)配管・弁〔流路〕[S] ・残留熱除去系配管・弁〔流路〕[S] ・格納容器スプレイ・ヘッダ〔流路〕[S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ラブチャーディスク ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・フィルタペント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁〔流路〕 ・耐圧強化ペント系配管・弁〔流路〕[S] ・CSP外部補給配管・弁〔流路〕[B] ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系配管・弁〔流路〕[S] <p>(7)非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AM用切替装置(SRV) ・第一ガスタービン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁〔燃料流路〕 ・第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・直流125V蓄電池A[S] ・直流125V蓄電池A-2[S] ・直流125V蓄電池B[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・直流125V充電器A[S] ・直流125V充電器A-2[S] ・直流125V充電器B[S] ・AM用直流125V充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] ・号炉間電力融通ケーブル（常設） ・M/C C電圧[S] ・M/C D電圧[S] ・第一G/E発電機電圧 ・非常用D/G発電機電圧[S] ・非常用D/G発電機電力[S] ・非常用D/G発電機周波数[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(6)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋プローブウットパネル ・耐圧強化ペント系(W/W)配管・弁〔流路〕[S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁〔流路〕 ・不活性ガス系配管・弁〔流路〕[S, C] ・耐圧強化ペント系(D/W)配管・弁〔流路〕[S] ・残留熱除去系配管・弁〔流路〕[S] ・格納容器スプレイ・ヘッダ〔流路〕[S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ラブチャーディスク ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・フィルタペント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁〔流路〕 ・耐圧強化ペント系配管・弁〔流路〕[S] ・CSP外部補給配管・弁〔流路〕[B] ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系配管・弁〔流路〕[S] <p>(7)非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AM用切替装置(SRV) ・第一ガスタービン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁〔燃料流路〕 ・第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・直流125V蓄電池A[S] ・直流125V蓄電池A-2[S] ・直流125V蓄電池B[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・直流125V充電器A[S] ・直流125V充電器A-2[S] ・直流125V充電器B[S] ・AM用直流125V充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] ・号炉間電力融通ケーブル（常設） ・M/C C電圧[S] ・M/C D電圧[S] ・第一G/E発電機電圧 ・非常用D/G発電機電圧[S] ・非常用D/G発電機電力[S] ・非常用D/G発電機周波数[S] 	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類(4/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 (〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <p>(4)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内旁囲気放射線モニタ(D/W)[S] ・格納容器内旁囲気放射線モニタ(S/C)[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ペント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ） ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6,7号機共用） ・中央制御室遮蔽（6,7号機共用）[S] ・フィルタペント遮蔽壁 ・配管遮蔽 <p>(5)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器[S] ・上部ドライウェル機器搬入用ハッチ[S] ・下部ドライウェル機器搬入用ハッチ[S] ・サブレッシュジョンチェンバ出入口[S] ・上部ドライウェル所員用エアロック[S] ・下部ドライウェル所員用エアロック[S] ・配管貫通部[S] ・電気配線貫通部[S] ・真空破壊弁[S] ・ダイヤフラムフロア[S] ・ペント管[S] ・復水移送ポンプ[B] ・復水貯蔵槽[B] ・ドレンタンク ・ラブチャーディスク（フィルタ装置出口側） ・ラブチャーディスク（よう素フィルタ出口側） ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・閑連弁[S] ・閑連弁 ・閑連配管[S, B] ・閑連配管 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(4)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内旁囲気放射線モニタ(D/W)[S] ・格納容器内旁囲気放射線モニタ(S/C)[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ペント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ） ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6,7号機共用） ・中央制御室遮蔽（6,7号機共用）[S] ・フィルタペント遮蔽壁 ・配管遮蔽 <p>(5)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器[S] ・上部ドライウェル機器搬入用ハッチ[S] ・下部ドライウェル機器搬入用ハッチ[S] ・サブレッシュジョンチェンバ出入口[S] ・上部ドライウェル所員用エアロック[S] ・下部ドライウェル所員用エアロック[S] ・配管貫通部[S] ・電気配線貫通部[S] ・真空破壊弁[S] ・ダイヤフラムフロア[S] ・ペント管[S] ・復水移送ポンプ[B] ・復水貯蔵槽[B] ・ドレンタンク ・ラブチャーディスク（フィルタ装置出口側） ・ラブチャーディスク（よう素フィルタ出口側） ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・閑連弁[S] ・閑連弁 ・閑連配管[S, B] ・閑連配管 		
設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(6)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋プローブウットパネル ・耐圧強化ペント系(W/W)配管・弁〔流路〕[S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁〔流路〕 ・不活性ガス系配管・弁〔流路〕[S, C] ・耐圧強化ペント系(D/W)配管・弁〔流路〕[S] ・残留熱除去系配管・弁〔流路〕[S] ・格納容器スプレイ・ヘッダ〔流路〕[S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ラブチャーディスク ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・フィルタペント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁〔流路〕 ・耐圧強化ペント系配管・弁〔流路〕[S] ・CSP外部補給配管・弁〔流路〕[B] ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系配管・弁〔流路〕[S] <p>(7)非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AM用切替装置(SRV) ・第一ガスタービン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁〔燃料流路〕 ・第一ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・直流125V蓄電池A[S] ・直流125V蓄電池A-2[S] ・直流125V蓄電池B[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・直流125V充電器A[S] ・直流125V充電器A-2[S] ・直流125V充電器B[S] ・AM用直流125V充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] ・号炉間電力融通ケーブル（常設） ・M/C C電圧[S] ・M/C D電圧[S] ・第一G/E発電機電圧 ・非常用D/G発電機電圧[S] ・非常用D/G発電機電力[S] ・非常用D/G発電機周波数[S] 														
設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<p>(4)放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内旁囲気放射線モニタ(D/W)[S] ・格納容器内旁囲気放射線モニタ(S/C)[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ペント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ） ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6,7号機共用） ・中央制御室遮蔽（6,7号機共用）[S] ・フィルタペント遮蔽壁 ・配管遮蔽 <p>(5)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器[S] ・上部ドライウェル機器搬入用ハッチ[S] ・下部ドライウェル機器搬入用ハッチ[S] ・サブレッシュジョンチェンバ出入口[S] ・上部ドライウェル所員用エアロック[S] ・下部ドライウェル所員用エアロック[S] ・配管貫通部[S] ・電気配線貫通部[S] ・真空破壊弁[S] ・ダイヤフラムフロア[S] ・ペント管[S] ・復水移送ポンプ[B] ・復水貯蔵槽[B] ・ドレンタンク ・ラブチャーディスク（フィルタ装置出口側） ・ラブチャーディスク（よう素フィルタ出口側） ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・閑連弁[S] ・閑連弁 ・閑連配管[S, B] ・閑連配管 														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処設備の設備分類等(5/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (7)非常用電源設備（続き） <ul style="list-style-type: none"> ・非常用 D/G 発電機電圧（他号炉） ・非常用 D/G 発電機電力（他号炉） ・非常用 D/G 発電機周波数（他号炉） ・P/C C-1 電圧[S] ・P/C D-1 電圧[S] ・P/C C-1 電圧（他号炉） ・P/C D-1 電圧（他号炉） ・直流 125V 主母線盤 A 電圧[S] ・直流 125V 主母線盤 B 電圧[S] ・直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧[S] ・AM 用直流 125V 充電器盤蓄電池電圧 ・第一 GTG 発電機周波数 (8)非常用取水設備 <ul style="list-style-type: none"> ・海水貯留堰[S] (9)緊急時対策所 <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> (7)非常用電源設備（続き） <ul style="list-style-type: none"> ・非常用 D/G 発電機電圧（他号炉） ・非常用 D/G 発電機電力（他号炉） ・非常用 D/G 発電機周波数（他号炉） ・P/C C-1 電圧[S] ・P/C D-1 電圧[S] ・P/C C-1 電圧（他号炉） ・P/C D-1 電圧（他号炉） ・直流 125V 主母線盤 A 電圧[S] ・直流 125V 主母線盤 B 電圧[S] ・直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧[S] ・AM 用直流 125V 充電器盤蓄電池電圧 ・第一 GTG 発電機周波数 (8)非常用取水設備 <ul style="list-style-type: none"> ・海水貯留堰[S] (9)緊急時対策所 <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S] 	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 (5/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 (〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2. 常設耐震重要重大事故防止設備</td> <td>常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (6)非常用電源設備 <ul style="list-style-type: none"> ・第一ガスタービン発電機用ガスタービン（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用調速装置及び非常調速装置（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽（6, 7号機共用） ・軽油タンク（重大事故等時のみ 6, 7号機共用）[S] ・軽油タンク（6号機設備、重大事故等時のみ 6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用励磁装置（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用保護継電装置（6, 7号機共用） ・AM 用直流 125V 充電器 ・直流 125V 蓄電池（7A）[S] ・直流 125V 蓄電池（7A-2）[S] ・直流 125V 蓄電池（7B）[S] ・AM 用直流 125V 蓄電池 ・閑連配管 (7)補機駆動用燃料設備 <ul style="list-style-type: none"> ・軽油タンク（重大事故等時のみ 6, 7号機共用）[S] ・軽油タンク（6号機設備、重大事故等時のみ 6, 7号機共用） ・閑連配管 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> (6)非常用電源設備 <ul style="list-style-type: none"> ・第一ガスタービン発電機用ガスタービン（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用調速装置及び非常調速装置（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽（6, 7号機共用） ・軽油タンク（重大事故等時のみ 6, 7号機共用）[S] ・軽油タンク（6号機設備、重大事故等時のみ 6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用励磁装置（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用保護継電装置（6, 7号機共用） ・AM 用直流 125V 充電器 ・直流 125V 蓄電池（7A）[S] ・直流 125V 蓄電池（7A-2）[S] ・直流 125V 蓄電池（7B）[S] ・AM 用直流 125V 蓄電池 ・閑連配管 (7)補機駆動用燃料設備 <ul style="list-style-type: none"> ・軽油タンク（重大事故等時のみ 6, 7号機共用）[S] ・軽油タンク（6号機設備、重大事故等時のみ 6, 7号機共用） ・閑連配管 		
設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> (7)非常用電源設備（続き） <ul style="list-style-type: none"> ・非常用 D/G 発電機電圧（他号炉） ・非常用 D/G 発電機電力（他号炉） ・非常用 D/G 発電機周波数（他号炉） ・P/C C-1 電圧[S] ・P/C D-1 電圧[S] ・P/C C-1 電圧（他号炉） ・P/C D-1 電圧（他号炉） ・直流 125V 主母線盤 A 電圧[S] ・直流 125V 主母線盤 B 電圧[S] ・直流 125V 充電器盤 A-2 蓄電池電圧[S] ・AM 用直流 125V 充電器盤蓄電池電圧 ・第一 GTG 発電機周波数 (8)非常用取水設備 <ul style="list-style-type: none"> ・海水貯留堰[S] (9)緊急時対策所 <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S] 														
設備分類	定義	主要設備 (〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
2. 常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	<ul style="list-style-type: none"> (6)非常用電源設備 <ul style="list-style-type: none"> ・第一ガスタービン発電機用ガスタービン（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用調速装置及び非常調速装置（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽（6, 7号機共用） ・軽油タンク（重大事故等時のみ 6, 7号機共用）[S] ・軽油タンク（6号機設備、重大事故等時のみ 6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用励磁装置（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用保護継電装置（6, 7号機共用） ・AM 用直流 125V 充電器 ・直流 125V 蓄電池（7A）[S] ・直流 125V 蓄電池（7A-2）[S] ・直流 125V 蓄電池（7B）[S] ・AM 用直流 125V 蓄電池 ・閑連配管 (7)補機駆動用燃料設備 <ul style="list-style-type: none"> ・軽油タンク（重大事故等時のみ 6, 7号機共用）[S] ・軽油タンク（6号機設備、重大事故等時のみ 6, 7号機共用） ・閑連配管 														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処設備の設備分類等(6/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1)原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・燃料プール代替注水系配管・弁〔流路〕 ・常設スプレイヘッド (3)原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁〔流路〕 ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁〔流路〕 [S] ・高圧代替注水系（注水系）配管・弁〔流路〕 ・残留熱除去系配管・弁〔7号炉のみ〕〔流路〕 [S] ・逃がし安全弁〔操作弁〕 [S] ・自動減圧機能用アキュムレータ [S] ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ〔流路〕 [S, B] ・復水移送ポンプ[B] ・復水補給水系配管・弁〔流路〕 [B] ・高圧炉心注水系配管・弁〔流路〕 [B] ・給水系配管・弁・スページャ〔流路〕 [S] ・残留熱除去系配管・弁・スページャ〔流路〕 [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サーボタンク〔流路〕 [S] ・サブレッショング・チェックバ[S] ・主排気筒（内筒）〔流路〕 [S] (4)計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁〔流路〕 [S] ・高圧炉心注水系配管・弁・スページャ〔流路〕 [S] ・原子炉建屋水素濃度 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・原子炉圧力容器温度 ・復水補給水系流量（RIR A系代替注水流量） ・復水補給水系流量（RIR B系代替注水流量） ・復水補給水系流量（格納容器下部注水流量） ・復水補給水系温度（代替循環冷却） ・高圧代替注水系系統流量 ・原子炉水位（底蓋域）、原子炉水位（燃料域）[S] ・原子炉圧力[S] ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内酸素濃度[S] ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブレッショング・チェックバ気体温度 ・ドライウェル露頭気温 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> (1)原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・燃料プール代替注水系配管・弁〔流路〕 ・常設スプレイヘッド (3)原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁〔流路〕 ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁〔流路〕 [S] ・高圧代替注水系（注水系）配管・弁〔流路〕 ・残留熱除去系配管・弁〔7号炉のみ〕〔流路〕 [S] ・逃がし安全弁〔操作弁〕 [S] ・自動減圧機能用アキュムレータ [S] ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ〔流路〕 [S, B] ・復水移送ポンプ[B] ・復水補給水系配管・弁〔流路〕 [B] ・高圧炉心注水系配管・弁〔流路〕 [B] ・給水系配管・弁・スページャ〔流路〕 [S] ・残留熱除去系配管・弁・スページャ〔流路〕 [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サーボタンク〔流路〕 [S] ・サブレッショング・チェックバ[S] ・主排気筒（内筒）〔流路〕 [S] (4)計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁〔流路〕 [S] ・高圧炉心注水系配管・弁・スページャ〔流路〕 [S] ・原子炉建屋水素濃度 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・原子炉圧力容器温度 ・復水補給水系流量（RIR A系代替注水流量） ・復水補給水系流量（RIR B系代替注水流量） ・復水補給水系流量（格納容器下部注水流量） ・復水補給水系温度（代替循環冷却） ・高圧代替注水系系統流量 ・原子炉水位（底蓋域）、原子炉水位（燃料域）[S] ・原子炉圧力[S] ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内酸素濃度[S] ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブレッショング・チェックバ気体温度 ・ドライウェル露頭気温 	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 (6/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料貯蔵プール（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,7号機共用）[S] ・キャスクピット（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,7号機共用）[S] ・使用済燃料貯蔵ラック（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,7号機共用）[S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・閑連配管 (2)原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ [S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵槽[B] ・復水移送ポンプ[B] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系サービタンク[S] ・閑連弁[S] ・閑連配管[S, B] ・閑連配管 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> (1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料貯蔵プール（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,7号機共用）[S] ・キャスクピット（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,7号機共用）[S] ・使用済燃料貯蔵ラック（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,7号機共用）[S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・閑連配管 (2)原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ [S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵槽[B] ・復水移送ポンプ[B] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系サービタンク[S] ・閑連弁[S] ・閑連配管[S, B] ・閑連配管 		
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> (1)原子炉本体 ・原子炉圧力容器[S] (2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール[S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・使用済燃料貯蔵プール監視カメラ ・燃料プール代替注水系配管・弁〔流路〕 ・常設スプレイヘッド (3)原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧代替注水系ポンプ ・高圧代替注水系（蒸気系）配管・弁〔流路〕 ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁〔流路〕 [S] ・高圧代替注水系（注水系）配管・弁〔流路〕 ・残留熱除去系配管・弁〔7号炉のみ〕〔流路〕 [S] ・逃がし安全弁〔操作弁〕 [S] ・自動減圧機能用アキュムレータ [S] ・主蒸気系配管・弁・クエンチャ〔流路〕 [S, B] ・復水移送ポンプ[B] ・復水補給水系配管・弁〔流路〕 [B] ・高圧炉心注水系配管・弁〔流路〕 [B] ・給水系配管・弁・スページャ〔流路〕 [S] ・残留熱除去系配管・弁・スページャ〔流路〕 [S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・サーボタンク〔流路〕 [S] ・サブレッショング・チェックバ[S] ・主排気筒（内筒）〔流路〕 [S] (4)計測制御系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・ほう酸水注入系配管・弁〔流路〕 [S] ・高圧炉心注水系配管・弁・スページャ〔流路〕 [S] ・原子炉建屋水素濃度 ・静的触媒式水素再結合器動作監視装置 ・原子炉圧力容器温度 ・復水補給水系流量（RIR A系代替注水流量） ・復水補給水系流量（RIR B系代替注水流量） ・復水補給水系流量（格納容器下部注水流量） ・復水補給水系温度（代替循環冷却） ・高圧代替注水系系統流量 ・原子炉水位（底蓋域）、原子炉水位（燃料域）[S] ・原子炉圧力[S] ・原子炉水位 (SA) ・格納容器内酸素濃度[S] ・格納容器内圧力 (D/W) ・格納容器内圧力 (S/C) ・サブレッショング・チェックバ気体温度 ・ドライウェル露頭気温 														
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<ul style="list-style-type: none"> (1)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料貯蔵プール（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,7号機共用）[S] ・キャスクピット（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,7号機共用）[S] ・使用済燃料貯蔵ラック（設計基準対象施設としてのみ1,2,5,7号機共用）[S] ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA) ・使用済燃料貯蔵プール水位・温度 (SA広域) [C] ・閑連配管 (2)原子炉冷却系統施設 <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ [S] ・主蒸気逃がし安全弁[S] ・高圧代替注水系ポンプ ・復水貯蔵槽[B] ・復水移送ポンプ[B] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水系サービタンク[S] ・閑連弁[S] ・閑連配管[S, B] ・閑連配管 														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処設備の設備分類等(7/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</td> <td> <p>(4) 計測制御系統施設（継ぎ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッショング・チェンバ・プール水温度 ・格納容器内水素濃度（SA） ・格納容器内水素濃度[S] ・サブレッショング・チェンバ・プール水位 ・格納容器下部水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクライバ水pH ・復水移送ポンプ出口圧力 ・復水貯蔵槽水位（SA） ・安全パラメータ表示システム（SPDS）[C] ・無線連絡設備（常設）[C] ・無線連絡設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] ・衛星電話設備（常設）[C] ・衛星電話設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] ・無線通信装置【伝送路】[C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作用ポンベ出口圧力 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰開気放射線レベル（D/W）[S] ・格納容器内雰閉気放射線レベル（S/C）[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ペント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁（MCR 外気取入ダンバ、MCR 非常用外気取入ダンバ、MCR 排気ダンバ）【流路】[S] ・中央制御室換気空調系ダクト（MCR 外気取入ダクト、MCR 排気ダクト）【流路】[S] ・中央制御室待避室遮蔽（常設） ・中央制御室待避室隔圧化装置（配管・弁）【流路】 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（配管・弁）【流路】 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（配管・弁）【流路】 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<p>(4) 計測制御系統施設（継ぎ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッショング・チェンバ・プール水温度 ・格納容器内水素濃度（SA） ・格納容器内水素濃度[S] ・サブレッショング・チェンバ・プール水位 ・格納容器下部水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクライバ水pH ・復水移送ポンプ出口圧力 ・復水貯蔵槽水位（SA） ・安全パラメータ表示システム（SPDS）[C] ・無線連絡設備（常設）[C] ・無線連絡設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] ・衛星電話設備（常設）[C] ・衛星電話設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] ・無線通信装置【伝送路】[C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作用ポンベ出口圧力 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰開気放射線レベル（D/W）[S] ・格納容器内雰閉気放射線レベル（S/C）[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ペント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁（MCR 外気取入ダンバ、MCR 非常用外気取入ダンバ、MCR 排気ダンバ）【流路】[S] ・中央制御室換気空調系ダクト（MCR 外気取入ダクト、MCR 排気ダクト）【流路】[S] ・中央制御室待避室遮蔽（常設） ・中央制御室待避室隔圧化装置（配管・弁）【流路】 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（配管・弁）【流路】 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（配管・弁）【流路】 	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 (7/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> <p>(3) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・復水補給水系温度（代替循環冷却） ・高压代替注水系系統流量 ・復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量） ・復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量） ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力（SA） ・原子炉水位（広帯域）[S] ・原子炉水位（燃料域）[S] ・原子炉水位（SA） ・格納容器内圧力（D/W） ・格納容器内圧力（S/C） ・ドライウェル雰囲気温度 ・サブレッショング・チェンバ・プール水温度 ・サブレッショング・チェンバ・プール水温度 ・格納容器内酸素濃度[S] ・格納容器内水素濃度[S] ・格納容器内水素濃度（SA） ・復水貯蔵槽水位（SA） ・復水補給水系流量（格納容器下部注水流量） ・サブレッショング・チェンバ・プール水位 ・格納容器下部水位 ・原子炉建屋水素濃度 ・閑連弁[S] ・閑連配管[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(3) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・復水補給水系温度（代替循環冷却） ・高压代替注水系系統流量 ・復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量） ・復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量） ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力（SA） ・原子炉水位（広帯域）[S] ・原子炉水位（燃料域）[S] ・原子炉水位（SA） ・格納容器内圧力（D/W） ・格納容器内圧力（S/C） ・ドライウェル雰囲気温度 ・サブレッショング・チェンバ・プール水温度 ・サブレッショング・チェンバ・プール水温度 ・格納容器内酸素濃度[S] ・格納容器内水素濃度[S] ・格納容器内水素濃度（SA） ・復水貯蔵槽水位（SA） ・復水補給水系流量（格納容器下部注水流量） ・サブレッショング・チェンバ・プール水位 ・格納容器下部水位 ・原子炉建屋水素濃度 ・閑連弁[S] ・閑連配管[S] 		
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<p>(4) 計測制御系統施設（継ぎ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブレッショング・チェンバ・プール水温度 ・格納容器内水素濃度（SA） ・格納容器内水素濃度[S] ・サブレッショング・チェンバ・プール水位 ・格納容器下部水位 ・フィルタ装置水位 ・フィルタ装置入口圧力 ・フィルタ装置水素濃度 ・フィルタ装置金属フィルタ差圧 ・フィルタ装置スクライバ水pH ・復水移送ポンプ出口圧力 ・復水貯蔵槽水位（SA） ・安全パラメータ表示システム（SPDS）[C] ・無線連絡設備（常設）[C] ・無線連絡設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] ・衛星電話設備（常設）[C] ・衛星電話設備（屋外アンテナ）【伝送路】[C] ・無線通信装置【伝送路】[C] ・ドレンタンク水位 ・遠隔空気駆動弁操作用ポンベ出口圧力 ・5号炉屋外緊急連絡用インターフォン <p>(5) 放射線管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内雰開気放射線レベル（D/W）[S] ・格納容器内雰閉気放射線レベル（S/C）[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ペント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ・低レンジ） ・中央制御室遮蔽[S] ・中央制御室換気空調系給排気隔離弁（MCR 外気取入ダンバ、MCR 非常用外気取入ダンバ、MCR 排気ダンバ）【流路】[S] ・中央制御室換気空調系ダクト（MCR 外気取入ダクト、MCR 排気ダクト）【流路】[S] ・中央制御室待避室遮蔽（常設） ・中央制御室待避室隔圧化装置（配管・弁）【流路】 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）陽圧化装置（配管・弁）【流路】 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）陽圧化装置（配管・弁）【流路】 														
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(3) 計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・復水補給水系温度（代替循環冷却） ・高压代替注水系系統流量 ・復水補給水系流量（RHR A 系代替注水流量） ・復水補給水系流量（RHR B 系代替注水流量） ・原子炉圧力[S] ・原子炉圧力（SA） ・原子炉水位（広帯域）[S] ・原子炉水位（燃料域）[S] ・原子炉水位（SA） ・格納容器内圧力（D/W） ・格納容器内圧力（S/C） ・ドライウェル雰囲気温度 ・サブレッショング・チェンバ・プール水温度 ・サブレッショング・チェンバ・プール水温度 ・格納容器内酸素濃度[S] ・格納容器内水素濃度[S] ・格納容器内水素濃度（SA） ・復水貯蔵槽水位（SA） ・復水補給水系流量（格納容器下部注水流量） ・サブレッショング・チェンバ・プール水位 ・格納容器下部水位 ・原子炉建屋水素濃度 ・閑連弁[S] ・閑連配管[S] 														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処設備の設備分類等(8/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</td> <td> <p>(6)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉区域[S] ・耐圧強化ペント系（W/W）配管・弁〔流路〕[S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁〔流路〕 ・不活性ガス系配管・弁[S,C] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ポンプ〔流路〕[S] ・格納容器スプレイ・ヘッダ〔流路〕[S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・ラブチャーディスク ・フィルタペント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁〔流路〕 ・耐圧強化ペント系配管・弁〔流路〕[S] ・コリウムシールド ・CSP 外部補給配管・弁〔流路〕[B] ・静的触模式水素再結合器 ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系排風機[S] ・非常用ガス処理系フィルタ装置〔流路〕[S] ・非常用ガス処理系乾燥装置〔流路〕[S] ・非常用ガス処理系配管・弁〔流路〕[S]</p> <p>(7)非常用電源設備 ・第一ガスター・ビン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスター・ビン発電機用燃料タンク ・第一ガスター・ビン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁〔燃料流路〕 ・第一ガスター・ビン発電機用燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・直流125V蓄電池A[S] ・直流125V蓄電池A-2[S] ・直流125V蓄電池B[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・直流125V充電器A[S] ・直流125V充電器A-2[S] ・直流125V充電器B[S] ・AM用直流125V充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用 MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] ・号炉間電力融通ケーブル（常設） ・M/C C電圧[S] ・M/C D電圧[S]</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<p>(6)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉区域[S] ・耐圧強化ペント系（W/W）配管・弁〔流路〕[S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁〔流路〕 ・不活性ガス系配管・弁[S,C] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ポンプ〔流路〕[S] ・格納容器スプレイ・ヘッダ〔流路〕[S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・ラブチャーディスク ・フィルタペント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁〔流路〕 ・耐圧強化ペント系配管・弁〔流路〕[S] ・コリウムシールド ・CSP 外部補給配管・弁〔流路〕[B] ・静的触模式水素再結合器 ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系排風機[S] ・非常用ガス処理系フィルタ装置〔流路〕[S] ・非常用ガス処理系乾燥装置〔流路〕[S] ・非常用ガス処理系配管・弁〔流路〕[S]</p> <p>(7)非常用電源設備 ・第一ガスター・ビン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスター・ビン発電機用燃料タンク ・第一ガスター・ビン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁〔燃料流路〕 ・第一ガスター・ビン発電機用燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・直流125V蓄電池A[S] ・直流125V蓄電池A-2[S] ・直流125V蓄電池B[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・直流125V充電器A[S] ・直流125V充電器A-2[S] ・直流125V充電器B[S] ・AM用直流125V充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用 MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] ・号炉間電力融通ケーブル（常設） ・M/C C電圧[S] ・M/C D電圧[S]</p>	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 (8/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> <p>(4)放射線管理施設 ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）[S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ペント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ） ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6,7号機共用） ・中央制御室遮蔽（6,7号機共用）[S] ・中央制御室待避室遮蔽（常設）（6,7号機共用） ・二次遮蔽壁[B] ・補助遮蔽[B] ・フィルタペント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・閑連配管</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(4)放射線管理施設 ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）[S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ペント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ） ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6,7号機共用） ・中央制御室遮蔽（6,7号機共用）[S] ・中央制御室待避室遮蔽（常設）（6,7号機共用） ・二次遮蔽壁[B] ・補助遮蔽[B] ・フィルタペント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・閑連配管</p>		
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<p>(6)原子炉格納施設 ・原子炉格納容器[S] ・原子炉建屋原子炉区域[S] ・耐圧強化ペント系（W/W）配管・弁〔流路〕[S] ・遠隔手動弁操作設備 ・遠隔空気駆動弁操作設備配管・弁〔流路〕 ・不活性ガス系配管・弁[S,C] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・ポンプ〔流路〕[S] ・格納容器スプレイ・ヘッダ〔流路〕[S] ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・ラブチャーディスク ・フィルタペント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁〔流路〕 ・耐圧強化ペント系配管・弁〔流路〕[S] ・コリウムシールド ・CSP 外部補給配管・弁〔流路〕[B] ・静的触模式水素再結合器 ・復水貯蔵槽[B] ・非常用ガス処理系排風機[S] ・非常用ガス処理系フィルタ装置〔流路〕[S] ・非常用ガス処理系乾燥装置〔流路〕[S] ・非常用ガス処理系配管・弁〔流路〕[S]</p> <p>(7)非常用電源設備 ・第一ガスター・ビン発電機 ・軽油タンク[S] ・第一ガスター・ビン発電機用燃料タンク ・第一ガスター・ビン発電機用燃料移送ポンプ ・軽油タンク出口ノズル・弁〔燃料流路〕 ・第一ガスター・ビン発電機用燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕 ・直流125V蓄電池A[S] ・直流125V蓄電池A-2[S] ・直流125V蓄電池B[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・直流125V充電器A[S] ・直流125V充電器A-2[S] ・直流125V充電器B[S] ・AM用直流125V充電器 ・緊急用断路器 ・緊急用電源切替箱断路器 ・緊急用電源切替箱接続装置 ・AM用動力変圧器 ・AM用 MCC ・AM用操作盤 ・AM用切替盤[S] ・非常用高圧母線C系[S] ・非常用高圧母線D系[S] ・号炉間電力融通ケーブル（常設） ・M/C C電圧[S] ・M/C D電圧[S]</p>														
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(4)放射線管理施設 ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（D/W）[S] ・格納容器内雰囲気放射線モニタ（S/C）[S] ・フィルタ装置出口放射線モニタ ・耐圧強化ペント系放射線モニタ ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（高レンジ） ・使用済燃料貯蔵プール放射線モニタ（低レンジ） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）遮蔽（6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）遮蔽（6,7号機共用） ・5号機原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）室内遮蔽（6,7号機共用） ・中央制御室遮蔽（6,7号機共用）[S] ・中央制御室待避室遮蔽（常設）（6,7号機共用） ・二次遮蔽壁[B] ・補助遮蔽[B] ・フィルタペント遮蔽壁 ・配管遮蔽 ・閑連配管</p>														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第1.4.2-1表 重大事故等対処設備の設備分類等(9/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの</td> <td> <p>(7)非常用電源設備（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一GTG発電機電圧 ・非常用D/G発電機電圧[S] ・非常用D/G発電機電力[S] ・非常用D/G発電機周波数[S] ・非常用D/G発電機電圧（他号炉） ・非常用D/G発電機電力（他号炉） ・非常用D/G発電機周波数（他号炉） ・P/C C-1電圧[S] ・P/C D-1電圧[S] ・P/C C-1電圧（他号炉） ・P/C D-1電圧（他号炉） ・直流125V主母線盤A電圧[S] ・直流125V主母線盤B電圧[S] ・直流125V充電器盤A-2蓄電池電圧[S] ・AN用直流125V充電器盤蓄電池電圧 ・第一GTG発電機周波数 <p>(8)非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水貯留槽[S] ・スクリーン室[C] ・取水路[C] <p>(9)緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<p>(7)非常用電源設備（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一GTG発電機電圧 ・非常用D/G発電機電圧[S] ・非常用D/G発電機電力[S] ・非常用D/G発電機周波数[S] ・非常用D/G発電機電圧（他号炉） ・非常用D/G発電機電力（他号炉） ・非常用D/G発電機周波数（他号炉） ・P/C C-1電圧[S] ・P/C D-1電圧[S] ・P/C C-1電圧（他号炉） ・P/C D-1電圧（他号炉） ・直流125V主母線盤A電圧[S] ・直流125V主母線盤B電圧[S] ・直流125V充電器盤A-2蓄電池電圧[S] ・AN用直流125V充電器盤蓄電池電圧 ・第一GTG発電機周波数 <p>(8)非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水貯留槽[S] ・スクリーン室[C] ・取水路[C] <p>(9)緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S] 	<p>第2.1.2表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類(9/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td> <td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td> <td> <p>(5)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器[S] ・上部ドライウェル機器搬入用ハッチ[S] ・下部ドライウェル機器搬入用ハッチ[S] ・サブレッジョンチェンバ出入口[S] ・上部ドライウェル所員用エアロック[S] ・下部ドライウェル所員用エアロック[S] ・配管貫通部[S] ・電気配線貫通部[S] ・真空破壊弁[S] ・ダイヤフラムフロア[S] ・ペント管[S] ・復水移送ポンプ[B] ・復水貯蔵槽[B] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・高圧代替注水系ポンプ ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・非常用ガス処理系乾燥装置[S] ・非常用ガス処理系排風機[S] ・非常用ガス処理系フィルタ装置[S] ・静的触媒式水素再結合器 ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ラブチャーディスク（フィルタ装置出口側） ・ラブチャーディスク（よう素フィルタ出口側） ・閑連弁[S] ・閑連弁 ・閑連配管[S, B] ・閑連配管 </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(5)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器[S] ・上部ドライウェル機器搬入用ハッチ[S] ・下部ドライウェル機器搬入用ハッチ[S] ・サブレッジョンチェンバ出入口[S] ・上部ドライウェル所員用エアロック[S] ・下部ドライウェル所員用エアロック[S] ・配管貫通部[S] ・電気配線貫通部[S] ・真空破壊弁[S] ・ダイヤフラムフロア[S] ・ペント管[S] ・復水移送ポンプ[B] ・復水貯蔵槽[B] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・高圧代替注水系ポンプ ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・非常用ガス処理系乾燥装置[S] ・非常用ガス処理系排風機[S] ・非常用ガス処理系フィルタ装置[S] ・静的触媒式水素再結合器 ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ラブチャーディスク（フィルタ装置出口側） ・ラブチャーディスク（よう素フィルタ出口側） ・閑連弁[S] ・閑連弁 ・閑連配管[S, B] ・閑連配管 		
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備（重大事故緩和設備）のうち、常設のもの	<p>(7)非常用電源設備（続き）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一GTG発電機電圧 ・非常用D/G発電機電圧[S] ・非常用D/G発電機電力[S] ・非常用D/G発電機周波数[S] ・非常用D/G発電機電圧（他号炉） ・非常用D/G発電機電力（他号炉） ・非常用D/G発電機周波数（他号炉） ・P/C C-1電圧[S] ・P/C D-1電圧[S] ・P/C C-1電圧（他号炉） ・P/C D-1電圧（他号炉） ・直流125V主母線盤A電圧[S] ・直流125V主母線盤B電圧[S] ・直流125V充電器盤A-2蓄電池電圧[S] ・AN用直流125V充電器盤蓄電池電圧 ・第一GTG発電機周波数 <p>(8)非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水貯留槽[S] ・スクリーン室[C] ・取水路[C] <p>(9)緊急時対策所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）高気密室 ・5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）二酸化炭素吸収装置 ・負荷変圧器[S] ・交流分電盤[S] 														
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(5)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器[S] ・上部ドライウェル機器搬入用ハッチ[S] ・下部ドライウェル機器搬入用ハッチ[S] ・サブレッジョンチェンバ出入口[S] ・上部ドライウェル所員用エアロック[S] ・下部ドライウェル所員用エアロック[S] ・配管貫通部[S] ・電気配線貫通部[S] ・真空破壊弁[S] ・ダイヤフラムフロア[S] ・ペント管[S] ・復水移送ポンプ[B] ・復水貯蔵槽[B] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・高圧代替注水系ポンプ ・ほう酸水注入系ポンプ[S] ・ほう酸水注入系貯蔵タンク[S] ・非常用ガス処理系乾燥装置[S] ・非常用ガス処理系排風機[S] ・非常用ガス処理系フィルタ装置[S] ・静的触媒式水素再結合器 ・ドレン移送ポンプ ・ドレンタンク ・フィルタ装置 ・よう素フィルタ ・ラブチャーディスク（フィルタ装置出口側） ・ラブチャーディスク（よう素フィルタ出口側） ・閑連弁[S] ・閑連弁 ・閑連配管[S, B] ・閑連配管 														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考						
		<p>第 2.1.2 表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（10/14）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th><th>定義</th><th>主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td><td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td><td> <p>(6) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一ガスタービン発電機用ガスタービン（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用調速装置及び非常調速装置（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽（6, 7号機共用） ・軽油タンク（重大事故等時のみ6, 7号機共用） [S] ・軽油タンク（6号機設備、重大事故等時のみ6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用励磁装置（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用保護繼電装置（6, 7号機共用） ・AM用直流125V充電器 ・直流125V蓄電池（7A）[S] ・直流125V蓄電池（7A-2）[S] ・直流125V蓄電池（7B）[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・関連配管 </td></tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(6) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一ガスタービン発電機用ガスタービン（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用調速装置及び非常調速装置（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽（6, 7号機共用） ・軽油タンク（重大事故等時のみ6, 7号機共用） [S] ・軽油タンク（6号機設備、重大事故等時のみ6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用励磁装置（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用保護繼電装置（6, 7号機共用） ・AM用直流125V充電器 ・直流125V蓄電池（7A）[S] ・直流125V蓄電池（7A-2）[S] ・直流125V蓄電池（7B）[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・関連配管 		
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)								
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	<p>(6) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一ガスタービン発電機用ガスタービン（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用調速装置及び非常調速装置（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料タンク（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用燃料小出し槽（6, 7号機共用） ・軽油タンク（重大事故等時のみ6, 7号機共用） [S] ・軽油タンク（6号機設備、重大事故等時のみ6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用励磁装置（6, 7号機共用） ・第一ガスタービン発電機用保護繼電装置（6, 7号機共用） ・AM用直流125V充電器 ・直流125V蓄電池（7A）[S] ・直流125V蓄電池（7A-2）[S] ・直流125V蓄電池（7B）[S] ・AM用直流125V蓄電池 ・関連配管 								

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考						
		<p>第 2.1.2 表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（11/14）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th><th>定義</th><th>主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3. 常設重大事故緩和設備</td><td>重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの</td><td> (7) 補機駆動用燃料設備 • 軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用） [S] • 軽油タンク（6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） • 関連配管 (8) 非常用取水設備 • 海水貯留堰（重大事故等時のみ6,7号機共用） [S] • 海水貯留堰（6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） • スクリーン室（重大事故等時のみ6,7号機共用） [C] • スクリーン室（6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） • 取水路（重大事故等時のみ6,7号機共用） [C] • 取水路（6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） </td></tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(7) 補機駆動用燃料設備 • 軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用） [S] • 軽油タンク（6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） • 関連配管 (8) 非常用取水設備 • 海水貯留堰（重大事故等時のみ6,7号機共用） [S] • 海水貯留堰（6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） • スクリーン室（重大事故等時のみ6,7号機共用） [C] • スクリーン室（6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） • 取水路（重大事故等時のみ6,7号機共用） [C] • 取水路（6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用）		
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）								
3. 常設重大事故緩和設備	重大事故等対処設備のうち、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する設備であって常設のもの	(7) 補機駆動用燃料設備 • 軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用） [S] • 軽油タンク（6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） • 関連配管 (8) 非常用取水設備 • 海水貯留堰（重大事故等時のみ6,7号機共用） [S] • 海水貯留堰（6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） • スクリーン室（重大事故等時のみ6,7号機共用） [C] • スクリーン室（6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用） • 取水路（重大事故等時のみ6,7号機共用） [C] • 取水路（6号機設備、重大事故等時のみ6,7号機共用）								

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第 1.4.2-1 表 重大事故等対処設備の設備分類等（10/12）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</td> <td>設計基準対象施設のうち、重大事故発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td> <p>(1)原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁[S] ・原子炉隔離時冷却系（注水系）配管・弁・ストレーナ【流路】[S] ・主蒸気系配管・弁[S] ・復水補給水系配管【流路】[B] ・給水系配管・弁・スページャ【流路】[S] ・高圧炉心注水系ポンプ[S] ・高圧炉心注水系配管・弁・ストレーナ・スページャ【流路】[S, B] ・高圧炉心注水系注入隔壁弁[S] ・残留熱除去系ポンプ [S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スページャ【流路】[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ【流路】[S] ・原子炉補機冷却系サーボタンク【流路】[S] <p>(2)計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系系統流量[S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・高圧炉心注水系系統流量[S] ・原子炉隔離時冷却系系統流量[S] ・原子炉補機冷却水系系統流量[C] ・残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量[C] ・高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] ・RCV サーボタンク水位[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度[C] <p>(3)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ【流路】[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<p>(1)原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁[S] ・原子炉隔離時冷却系（注水系）配管・弁・ストレーナ【流路】[S] ・主蒸気系配管・弁[S] ・復水補給水系配管【流路】[B] ・給水系配管・弁・スページャ【流路】[S] ・高圧炉心注水系ポンプ[S] ・高圧炉心注水系配管・弁・ストレーナ・スページャ【流路】[S, B] ・高圧炉心注水系注入隔壁弁[S] ・残留熱除去系ポンプ [S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スページャ【流路】[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ【流路】[S] ・原子炉補機冷却系サーボタンク【流路】[S] <p>(2)計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系系統流量[S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・高圧炉心注水系系統流量[S] ・原子炉隔離時冷却系系統流量[S] ・原子炉補機冷却水系系統流量[C] ・残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量[C] ・高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] ・RCV サーボタンク水位[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度[C] <p>(3)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ【流路】[S] 	<p>第 2.1.2 表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類（12/14）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）</td> <td>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td> <p>(1)原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・高圧炉心注水系ポンプ[S] ・高圧炉心注水系ストレーナ[S] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系ストレーナ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系サーボタンク[S] ・原子炉補機冷却海水系ストレーナ[S] ・閑連弁[S] ・閑連配管[S, B] <p>(2)計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・残留熱除去系系統流量[S] ・原子炉隔離時冷却系系統流量[S] ・高圧炉心注水系系統流量[S] <p>(3)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・閑連弁[S] ・閑連配管[S] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）	4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<p>(1)原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・高圧炉心注水系ポンプ[S] ・高圧炉心注水系ストレーナ[S] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系ストレーナ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系サーボタンク[S] ・原子炉補機冷却海水系ストレーナ[S] ・閑連弁[S] ・閑連配管[S, B] <p>(2)計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・残留熱除去系系統流量[S] ・原子炉隔離時冷却系系統流量[S] ・高圧炉心注水系系統流量[S] <p>(3)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・閑連弁[S] ・閑連配管[S] 		
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<p>(1)原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系（蒸気系）配管・弁[S] ・原子炉隔離時冷却系（注水系）配管・弁・ストレーナ【流路】[S] ・主蒸気系配管・弁[S] ・復水補給水系配管【流路】[B] ・給水系配管・弁・スページャ【流路】[S] ・高圧炉心注水系ポンプ[S] ・高圧炉心注水系配管・弁・ストレーナ・スページャ【流路】[S, B] ・高圧炉心注水系注入隔壁弁[S] ・残留熱除去系ポンプ [S] ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ・スページャ【流路】[S] ・残留熱除去系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ【流路】[S] ・原子炉補機冷却系サーボタンク【流路】[S] <p>(2)計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系系統流量[S] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・高圧炉心注水系系統流量[S] ・原子炉隔離時冷却系系統流量[S] ・原子炉補機冷却水系系統流量[C] ・残留熱除去系熱交換器入口冷却水流量[C] ・高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] ・RCV サーボタンク水位[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器出口冷却水温度[C] <p>(3)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系配管・弁・ストレーナ【流路】[S] 														
設備分類	定義	主要設備 （〔 〕内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類）														
4. 常設重大事故防止設備（設計基準拡張）	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<p>(1)原子炉冷却系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・高圧炉心注水系ポンプ[S] ・高圧炉心注水系ストレーナ[S] ・原子炉隔離時冷却系ポンプ[S] ・原子炉隔離時冷却系ストレーナ[S] ・原子炉補機冷却水系熱交換器[S] ・原子炉補機冷却水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却海水ポンプ[S] ・原子炉補機冷却水系サーボタンク[S] ・原子炉補機冷却海水系ストレーナ[S] ・閑連弁[S] ・閑連配管[S, B] <p>(2)計測制御系統施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧炉心注水系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系ポンプ吐出圧力[C] ・残留熱除去系熱交換器入口温度[C] ・残留熱除去系熱交換器出口温度[C] ・残留熱除去系系統流量[S] ・原子炉隔離時冷却系系統流量[S] ・高圧炉心注水系系統流量[S] <p>(3)原子炉格納施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・残留熱除去系熱交換器[S] ・残留熱除去系ポンプ[S] ・残留熱除去系ストレーナ[S] ・閑連弁[S] ・閑連配管[S] 														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第 1.4.2-1 表 重大事故等対処設備の設備分類等 (11/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</td> <td>設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td> <p>(4) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料ディタンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 [燃料路] [S] ・直流 125V 喬電池 C[S] ・直流 125V 喬電池 D[S] ・直流 125V 充電器 C[S] ・直流 125V 充電器 D[S] ・M/C E 電圧[S] ・P/C E-1 電圧[S] ・直流 125V 主母線盤 C 電圧[S] <p>(5) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<p>(4) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料ディタンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 [燃料路] [S] ・直流 125V 喬電池 C[S] ・直流 125V 喬電池 D[S] ・直流 125V 充電器 C[S] ・直流 125V 充電器 D[S] ・M/C E 電圧[S] ・P/C E-1 電圧[S] ・直流 125V 主母線盤 C 電圧[S] <p>(5) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C] 	<p>第 2.1.2 表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 (13/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)</td> <td>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの</td> <td> <p>(4) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル機関[S] ・調速装置及び非常調速装置[S] ・機関付清水ポンプ[S] ・空気だめ[S] ・空気だめの安全弁[S] ・空気圧縮機[S] ・燃料ディタンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] ・発電機[S] ・励磁装置[S] ・保護继電装置[S] ・直流125V喬電池 (7C, 7D) [S] ・閑連配管[S] <p>(5) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽(A) [C] ・補機冷却用海水取水槽(B) [C] ・補機冷却用海水取水槽(C) [C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	4. 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<p>(4) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル機関[S] ・調速装置及び非常調速装置[S] ・機関付清水ポンプ[S] ・空気だめ[S] ・空気だめの安全弁[S] ・空気圧縮機[S] ・燃料ディタンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] ・発電機[S] ・励磁装置[S] ・保護继電装置[S] ・直流125V喬電池 (7C, 7D) [S] ・閑連配管[S] <p>(5) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽(A) [C] ・補機冷却用海水取水槽(B) [C] ・補機冷却用海水取水槽(C) [C] 		
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
4. 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<p>(4) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機[S] ・燃料ディタンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 [燃料路] [S] ・直流 125V 喬電池 C[S] ・直流 125V 喬電池 D[S] ・直流 125V 充電器 C[S] ・直流 125V 充電器 D[S] ・M/C E 電圧[S] ・P/C E-1 電圧[S] ・直流 125V 主母線盤 C 電圧[S] <p>(5) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽[C] 														
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
4. 常設重大事故防止設備 (設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の発生を防止する機能を有する常設重大事故防止設備以外の常設のもの	<p>(4) 非常用電源設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディーゼル機関[S] ・調速装置及び非常調速装置[S] ・機関付清水ポンプ[S] ・空気だめ[S] ・空気だめの安全弁[S] ・空気圧縮機[S] ・燃料ディタンク[S] ・燃料移送ポンプ[S] ・軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] ・発電機[S] ・励磁装置[S] ・保護继電装置[S] ・直流125V喬電池 (7C, 7D) [S] ・閑連配管[S] <p>(5) 非常用取水設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補機冷却用海水取水路[C] ・補機冷却用海水取水槽(A) [C] ・補機冷却用海水取水槽(B) [C] ・補機冷却用海水取水槽(C) [C] 														

設置変更許可申請書（本文（五号））	設置変更許可申請書（添付書類八） 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考												
	<p>第 1.4.2-1 表 重大事故等対処設備の設備分類等 (12/12)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</td> <td>設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの</td> <td> (1)原子炉冷却系統施設 •原子炉補機冷却水ポンプ[S] •原子炉補機冷却海水ポンプ[S] •原子炉補機冷却海水系熱交換器[S] •原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ〔流路〕[S] •原子炉補機冷却系サージタンク〔流路〕[S] (2)非常用電源設備 •非常用ディーゼル発電機[S] •燃料ディタンク[S] •燃料移送ポンプ[S] •非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕[S] •直流125V蓄電池C[S] •直流125V蓄電池D[S] •直流125V充電器C[S] •直流125V充電器D[S] •M/C E電圧[S] (3)非常用取水設備 •補機冷却用海水取水路[C] •補機冷却用海水取水槽[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	5. 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1)原子炉冷却系統施設 •原子炉補機冷却水ポンプ[S] •原子炉補機冷却海水ポンプ[S] •原子炉補機冷却海水系熱交換器[S] •原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ〔流路〕[S] •原子炉補機冷却系サージタンク〔流路〕[S] (2)非常用電源設備 •非常用ディーゼル発電機[S] •燃料ディタンク[S] •燃料移送ポンプ[S] •非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕[S] •直流125V蓄電池C[S] •直流125V蓄電池D[S] •直流125V充電器C[S] •直流125V充電器D[S] •M/C E電圧[S] (3)非常用取水設備 •補機冷却用海水取水路[C] •補機冷却用海水取水槽[C]	<p>第 2.1.2 表 重大事故等対処設備（主要設備）の設備分類 (14/14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備分類</th> <th>定義</th> <th>主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5. 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)</td> <td>設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの</td> <td> (1)原子炉冷却系統施設 •原子炉補機冷却水系熱交換器[S] •原子炉補機冷却水ポンプ[S] •原子炉補機冷却海水ポンプ[S] •原子炉補機冷却海水系サージタンク[S] •原子炉補機冷却海水系ストレーナ[S] •閑連配管[S] (2)非常用電源設備 •ディーゼル機関[S] •調速装置及び非常調速装置[S] •機関付清水ポンプ[S] •空気だめ[S] •空気だめの安全弁[S] •空気圧縮機[S] •燃料ディタンク[S] •燃料移送ポンプ[S] •軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] •発電機[S] •励磁装置[S] •保護継電装置[S] •直流125V蓄電池(7C,7D)[S] •閑連配管[S] (3)非常用取水設備 •補機冷却用海水取水路[C] •補機冷却用海水取水槽(A)[C] •補機冷却用海水取水槽(B)[C] •補機冷却用海水取水槽(C)[C] </td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)	5. 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1)原子炉冷却系統施設 •原子炉補機冷却水系熱交換器[S] •原子炉補機冷却水ポンプ[S] •原子炉補機冷却海水ポンプ[S] •原子炉補機冷却海水系サージタンク[S] •原子炉補機冷却海水系ストレーナ[S] •閑連配管[S] (2)非常用電源設備 •ディーゼル機関[S] •調速装置及び非常調速装置[S] •機関付清水ポンプ[S] •空気だめ[S] •空気だめの安全弁[S] •空気圧縮機[S] •燃料ディタンク[S] •燃料移送ポンプ[S] •軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] •発電機[S] •励磁装置[S] •保護継電装置[S] •直流125V蓄電池(7C,7D)[S] •閑連配管[S] (3)非常用取水設備 •補機冷却用海水取水路[C] •補機冷却用海水取水槽(A)[C] •補機冷却用海水取水槽(B)[C] •補機冷却用海水取水槽(C)[C]		
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準事故対処施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
5. 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等発生時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1)原子炉冷却系統施設 •原子炉補機冷却水ポンプ[S] •原子炉補機冷却海水ポンプ[S] •原子炉補機冷却海水系熱交換器[S] •原子炉補機冷却系配管・弁・海水ストレーナ〔流路〕[S] •原子炉補機冷却系サージタンク〔流路〕[S] (2)非常用電源設備 •非常用ディーゼル発電機[S] •燃料ディタンク[S] •燃料移送ポンプ[S] •非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕[S] •直流125V蓄電池C[S] •直流125V蓄電池D[S] •直流125V充電器C[S] •直流125V充電器D[S] •M/C E電圧[S] (3)非常用取水設備 •補機冷却用海水取水路[C] •補機冷却用海水取水槽[C]														
設備分類	定義	主要設備 ([]内は、設計基準対象施設を兼ねる設備の耐震重要度分類)														
5. 常設重大事故緩和設備 (設計基準拡張)	設計基準対象施設のうち、重大事故等時に機能を期待する設備であって、重大事故の拡大を防止し、又はその影響を緩和するための機能を有する常設重大事故緩和設備以外の常設のもの	(1)原子炉冷却系統施設 •原子炉補機冷却水系熱交換器[S] •原子炉補機冷却水ポンプ[S] •原子炉補機冷却海水ポンプ[S] •原子炉補機冷却海水系サージタンク[S] •原子炉補機冷却海水系ストレーナ[S] •閑連配管[S] (2)非常用電源設備 •ディーゼル機関[S] •調速装置及び非常調速装置[S] •機関付清水ポンプ[S] •空気だめ[S] •空気だめの安全弁[S] •空気圧縮機[S] •燃料ディタンク[S] •燃料移送ポンプ[S] •軽油タンク（重大事故等時のみ6,7号機共用）[S] •発電機[S] •励磁装置[S] •保護継電装置[S] •直流125V蓄電池(7C,7D)[S] •閑連配管[S] (3)非常用取水設備 •補機冷却用海水取水路[C] •補機冷却用海水取水槽(A)[C] •補機冷却用海水取水槽(B)[C] •補機冷却用海水取水槽(C)[C]														